

国際協力銀行（国際金融等業務）及び日本貿易保険における  
環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する  
コンサルテーション会合（第12回）

2008年8月8日（金）

（13:30～18:20）

国際協力銀行 9F 講堂

【司会】

それでは、そろそろ時間になりましたので、開始させていただきたいと思います。

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。昨日に引き続きまして、国際協力銀行（国際金融等業務）及び日本貿易保険における環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合、本日は第12回目ということでございます。

昨日に続きまして、司会進行役を務めさせていただきます国際協力銀行・鶴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それで、最初にちょっとおわびを申し上げたいと思うのでございますけれども、私、本日、どうしても抜けられない会議がございまして、途中で中座させていただくということにならざるを得ませんので、その間は私の横に座っております、やはり国際協力銀行総務部の三村が進行役を務めさせていただきますので、ご了解いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、毎回申し上げておりますが、注意事項を簡単に幾つか申し上げたいと思います。

まず本日、時間的な予定でございますが、予定といたしましては、通常どおり4時間程度ということで17時30分をめど。進行によりまして、若干延びる可能性もございますけれども、なるべく効率的に進めていきたいと存じます。いつもどおり途中で10分から15分の休憩を挟ませていただくということでございます。それから、議事録、逐語にて公開予定というものも、いつもどおりでございます。ご所属、お名前をご発言の前におっしゃっていただければと思います。それから、匿名を希望の方につきましても、その旨、ご発言の前におっしゃっていただければと考えます。それから、極力簡潔にご意見を述べていただいて、効率的に進めさせていただきたいということ。それから、個別案件の議論につきましては控えていただきたいということ。これもいつもお願いしているとおりでございますので、皆様のご協力をお願いできればと存じます。

それでは、早速でございますけれども、本日の議論に入らせていただきたいと思います。

それでは、まず、いつもどおりJBICから、本日の議論の進め方につきまして簡単に話をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【国際協力銀行 藤平】

きょうは、前置きはほとんどしないうりです。きのうからの引き続きなので、それからきのう、最後に皆様方のご了承をいただいたもので、例外的に論点14の議論を先にいたします。その上で、これは原則にのっとして、改訂にかじを切っているというものの残りの部分から開始するというにしたいと思ひます。

【司会】

ありがとうございました。それでは、今ご説明がありましたように、論点14のところから開始させていただきたいと思ひます。では、最初、JBICからまず説明して、それからにさせていただきます。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

論点14は、私どもといたしまして、現時点で改訂のニーズなしということで考へている論点でございます。したがひまして、こちらにつきましても、昨日、改訂の方向性の趣旨欄のところ申上げた、必要に応じてに当たる内容です。私どもの事実認識の違ひとか、改訂ニーズとしてあり得るもの見落としか、そういったところからのご提案をいただけるものと期待しております。あるいは、ご意見をいただけるものと期待しております。

その点を申上げた上で、私のほうの説明はむしろ控えておきまして、これについてはペーパーを出されていらっしゃる原科先生が多分ご発言されると思ひますので、そちらにマイクをお譲りしたいと思ひます。

【司会】

ありがとうございました。原科先生、お願いします。

【東京工業大学 原科さん】

きょうはどうもありがとうございます。今、藤平さんがおっしゃったように、事実誤認、または改訂ニーズの観点からということで申上げます。

私は2つの点で事実の誤認があると思ひます。1つは、メモに示していただきました、この7ページです。14番、環境社会配慮審査会の設置というところでございますが、3、主要な検討ポイントと認識というところの、 ですが、ここにお書きになったことは、

このこと自体は私もそうだと思うのです。通常国際機関ではなくて、相手国の環境社会配慮の支援、キャパビルを行える立場ではないということなのですが、ただ、私、この審査諮問機関の役割は、こういった立場からの助言という意味ではありませんで、あくまでも、これはJBICが行う環境社会配慮確認、これに対する支援という意味です。だから、審査諮問機関なのです。ですから、国に対する助言でございます。ですから、ここで書かれていることは違う観点からの提案でございます。ということで、事実誤認があると思いません。

それから、2つ目は のところですが、時間コストがかかるであろうと想定しておられますけれども、これは、私は違うと思っています。さまざまな立場の人物で構成されるであろう第三者機関のメンバーが、結果的にプロセスを遅延させてしまう可能性を排除できない。これはメンバーの選び方にもよりますけれども、まさに今申し上げた役割です。環境社会配慮に関する審査、それを確認する。それを専門家として助言するわけですから、立場というのは余り出てこないです。むしろ専門性ですから。ということで、こういったご懸念はまずなくていいと思います。ですから、問題は人選ですよ。人選的には、当然、専門家ということですから、例えば環境省とか、行政が外部のところに頼んで選んでもらう、あるいは学会です。まさに専門性の高い学会に頼む。日本学術会議を通じてもよろしいのですけれども、例えば環境アセスメント学会とか環境科学会とか、いろいろございます。あるいは計画分野ですと、計画行政学会もございます。いろいろありますから、そういったところに頼んで、そして選べば、そういったことは払拭できます。

そして、大切なことは、この手続をいいかげんにされると困るのですけれども、審査会が関与する場合に、すべての案件を審査会で処理するわけではありません。特別に重要な案件です。これは現行の規定に書いてありますように、そういうものについてアドホックに外部の専門家に助言を得るわけですから、それに相当するものが常設機関であるとなりますから、手続的には変わらないわけです。違いは、常設機関であれば、すぐにアクションをとれます。ところが、アドホックである場合には、そのための人選とか、また手間どるわけです。ですから、むしろランザクションコストがかかってくる。時間コストがかかります。ですから、常設機関のほうがむしろ効率的であって、 のことは事実誤認だと思います。その点から、これはぜひ考え直していただきたいということを申し上げます。

それから、透明性を高めることについて、そのとおりだと書いておられます。これは、アカウントビリティの向上の必要性は認識しますと書いておられます。ですから、

そのための方法はいろいろ考えられます。情報公開を推進することがまず考えられますが、これはきのうの議論でもわかりましたように、すべてについて情報公開するわけにはいかないという部分がいろいろございました。例えば翻訳です。翻訳したものを審査の過程でチェック、みている。それをすべて本当にオープンにしていえるのだろうか。オープンにするという声も出ましたけれどもね。だから、難しいものもあると思います。しかし、ここで第三者による審査諮問機関があれば、そこが確認してくれますから、オーディットのような感じです。ということで、その人選さえしっかりしていれば、社会は第三者がチェックしているということ認識できるわけです。ですから、そういう意味では、むしろ情報公開の推進だけでカバーできない部分をしっかり補完してくれると思いますので、そういう点が大変大きなメリットかと思えます。

実際こういった考え方は行政は普通やっております、行政の審議会もそうです。審議会を設けるとするのは行政の判断だけではなくて、ちゃんと専門家の意見を聞きましたよということで進めるわけです。ただ、行政の審議会が批判されておりますのは人選が問題なのです。つまり行政が選んでしまうから。だから、これを第三者性の高いところを選んでもらえば、これは話が随分変わってまいります。ということで、私は、JBICの場合そういうこれはあくまで専門性の高いところですから、ステークホルダーの集団に頼むわけではないですからね。そうすると、学会等を通じて頼めば、この目的を達成することはできると思いますから、十分可能性はあるし、そして信用も得られると思います。そういうことで申し上げます。その結果として透明性が高まると思うのです。こういったことをまず申し上げます。

そこで、これからの改訂ニーズという点でいいますと、環境審査をめぐる諸状況という観点から、お手元に配付させていただいている資料を書きました。ごらんいただきたいと思います。「新 JBIC/NEXIの環境社会配慮ガイドライン改定 アカウンタビリティの持てるものとするには」と書きました。8月7日付のものです。

ここに書きましたように、大切な点は、環境社会影響に対するセーフガードという点での説明責任をいかに果たすかということなのです。そのためには、情報公開と参加が基本になります。具体的な仕組みとして、それが基本なのですが、さっき申し上げたように、情報公開だけでは十分カバーできない部分は、外部第三者の専門家による審査諮問機関を設置する。このようなことで進めてはかがかということです。

審査会の必要性に関しましては、ここに書きました。おっしゃるように、確かに企業の

支援が大変重要な使命ですから、そのことは私は何も否定しておりません。そのとおりだと思います。だから、問題は、環境社会の確認をきちんと行ったかどうかということを経済社会が認識するための装置として審査会が必要だと申し上げております。

(1)から(4)まで書きましたが、1つはリスクの回避です。審査会を設けると迅速な対応ができなくなるということ、これはそうではないです。適切な審査をすれば、いずれにしてもかかるべき時間はかかるのです。アドホックな助言を受ける機関をつくるというのはそういう考え方で、現行のガイドラインも決めているわけですから、これを常設にしたほうがもっと効率がいいだろうという意味でございます。

それから、2番目は、適切な審査の実施という意味では専門家です。JBICの中に十分な数の専門家をそろえることができれば、これはよろしいのです。例えばIFCのようなところはメンバーが大変多いです。あそこでは40人ほど、しかもドクターをもった専門家がたくさんいるわけです。そういったメンバーがいれば、これはできます。しかし、IFCの中でも、ピアレビューミーティングということで審査会に相当するものをもってあります。ということで、そういう段取りはとっているわけです。だから、余分な時間がかかるわけではないということを申し上げたいです。

3番目、さっきいいましたけれども、迅速性は損なわないということです。むしろ効率的です。ということを申し上げます。これはさっき申しましたので、繰り返しいいませぬけれども、アドホックに専門家の意見を聞くということであれば、常設機関を設けたほうがよろしいと思います。

それから、4番目は、何といたってもその結果として、透明性を高めることができるということです。この審査会は、基本は原則公開でございますけれども、よくいわれます企業情報、あるいは環境配慮上も余りオープンにしてはいけない情報もございます。例えば貴重種などは密猟とかされては困りますからね。通常これは審査会をやってあります。インカメラ処理ということで、その部分だけは審査会を、公開原則ですけれども、ある部分に対して審議するときはクローズにしまして、その前後で説明するという格好をとります。ですから、これは十分対応できます。たくさん経験がございます。ということで、透明性を高めることはできます。ということで、私はこういった点から、環境社会配慮の新しい方法としてはこういったことで、透明性を高めるための新しいというか、進んだ工夫として、ぜひこれをお願いしたい。進んだと申し上げましたけれども、日本じゅうでは今、これは常識でございまして、47都道府県の条例すべてアセスメントを行っておりますが、

すべてが審査会をもっております。これは今の常識です。10年前は条例のアセスは4つしかなかったですけども、今は47、全部がもっているのです。だから、今は随分変わっています。ということで、今ではこれは十分できることと思いますので、これをぜひお考えいただきたいと思います。

あと、情報公開の推進と書きました。これはきのう議論がありまして、このことは申し上げませんが、とにかく審査会はそのような意味で私はぜひ。改訂の必要性を認識しなかったとここに書いておられますけれども、最初に申し上げた2つの点で事実誤認があると思いますので、改めてお考え直しいただきたいと思います。

以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。それでは、ただいまの原科先生のご説明、ご意見に関しまして、まずJBICから何かございますか。

【国際協力銀行 藤平】

原科先生、コンプリヘンシブなご説明、ありがとうございます。原科先生のお考えになっていることは、ある意味といいですか、首尾一貫したお考えなのだろうと思っております。そのお考えそのものを私どもは否定するわけではありません。ポイントは、私どもJBIC/NEXIの環境ガイドラインの中に先生がご提言されているような内容を入れるのが適当なのかどうか、こういうことであると思っております。

まず、それを述べた上で、事実認識の点についてということで2点。これはどこまで本質的なのかというところはあるのですけれども、いわば、この議論をすること自体がという意味なのですが、事実認識への事実誤認というようにお話しをされているので、私としては、ここは私どものポジションをお話しせざるを得ないと思っております。

2つご指摘があって、まず私どものペーパーの7ページから8ページにかかる主要な検討ポイントと認識の に当たるところですけども、私どもも、今回の常設の審査会というものがキャパシティービルディングを行うためのものだとは思っておりません。私どもの環境社会配慮確認、あるいは意思決定をする前であれば前の環境社会配慮確認に対しての助言をいただくものだと思っています。 で申し上げたい点というのは、私どもの組織のネーチャーの話をしておりまして、いわば、 のところでいっているのは、私どもはや

はり日本企業さんのビジネスをサポートするということがなりわいでございまして、そうすると、案件そのものの初期のステージから関与する場合と、むしろ後になって関与する場合とあるかと思うのですけれども、もちろんその両方あり得るのですが、結構後者の場合が多いですよ。むしろ民間銀行さんが先にビジネスを発掘されておられて、あるいは競争という格好で、あるいは入札という格好で出られると。そのときにファイナンスとか保険を求められるということなので、かなり後の段階に入ってから、私どもが関与するというケースが多い。そういったところで、仮に助言をいただいた内容というものがあつたとしても、必ずしも案件そのものに反映し切れない部分があるでしょう。という意味で、実効性に欠けるのではないかという認識でございまして、助言がキャパシティービルディングにつながるとか、そういうことではございません。

それから、のところ。こちらのほうの話ですけれども、もちろん先生のおっしゃる時間コストというのはかけないやり方もあるし、すべての案件を審査会というものの対象にするわけではないのだと。この話は正直、きょう初めてお伺いしたポイントだと思っっているのですけれども、仮にそうだとしても、私どもが懸念しておりますし、多分ビジネス界の方々もご懸念されているところというのは、常設の、かつ事前 事後もあるのだし、うけれども の審査会だ。これが入ってしまうということが、そもそもこのガイドラインというものを前提にビジネスをなさらんとしている日本企業さんにとって、競争上、正直、著しく不利にみえるおそれがあると。それは、とりもなおさず、この仕組みがあると、実際はどうかかわからないにしても、知らない人にとってみれば時間がかかるよ。まだ私どもも、こういうことをやった経験があるわけではないので、本当に時間が短縮できるのかもわかりませんし、それから逆にいえば、時間がかかると思ってしまう部分は否定できないと思うのです。ましてや、ビジネス界の方々がこのガイドラインを使う、あるいはもっと言うとプロジェクトのパートナーもこれを使うというところがあつて、ここは他の ECAだけをみるつもりはありませんけれども、他の ECAで入っているのがない中、あるいは常設の第三者ということでは、そういう仕組みというのは、私が知っている限り国際機関にもないと思っております、こういう格好の審査会というのはないと思っております、その上で、私どもはさらに国際機関と違うネーチャーをもっているわけで、やはり日本企業さんのビジネスサポートということを考えたときに、競争上、不利に働かざるうし、あるいは少なくとも著しく不利にみえてしまうということがどうしても越えられない壁なのだろうと思っっているところであります。



改訂ニーズというところで、このペーパーに沿ってご説明いただきました。とりあえず、逐一ということではないかもしれませんが。この後、また議論が深まってくればということかもしれませんが、例えば (1) のリスクの回避とおっしゃっているところで、これはきついなという感じの表現があるのかなと思ってまして、「適切な審査をせずに判断を下した場合のリスクを考えなければならない」と。いわば、これが前提となっているかのようにみられてしまっているようなところが……。いわば、この審査会がないと、適切な審査をしないのだのような感じに映ってしまうことが、私どもとしては本意ではないなと思っております。

それから、(2) の適切な審査の実施。私ども、確かに全般的な人数は少ないということではありますけれども、私どものほうで今まで審査能力に限界がありますと申し上げたことはありません。ショートスタッフながら、一生懸命歯を食いしばってやってきていて、その点に関しては、私ども、ご批判を受けているとは思いません。かつ、本当に専門的なものになれば、審査会というものではないにしても、第三者ということでコンサルタントを初めとする専門家の方をリテインして、環境社会配慮の確認を行っているということもやっております。そういったことから、幾つかのご批判については、あるいはご指摘については当たらないのだろうなと思っておりますし、そもそも論として先ほど申し上げましたように、最も大きなところは、常設の審査会というものをビルトインし、ガイドラインで規定するということのビジネスへのネガティブインパクト、これがやはり著しいものがあるということが決定的な要因ではないかと思っております。

以上です。ほかの方々もご意見があるかと思しますので、ぜひいろいろな意見を出していただければと存じます。

**【司会】**

ありがとうございました。それでは、まず藤井さん、お願いできますか。

**【日本機械輸出組合 藤井さん】**

意見を述べる前に、そんなくどくどはいりませんが、これを取り上げる、ちょっとルールと違うなという釈然としないものがあるって、この問題だけ特別に扱われるのは非常に釈然としないということだけは最初に一言だけどうしても述べたいので、いっておきます。

私の意見なのですけれども、私は、原科先生のペーパーも読ませていただきました。一番最初に、先ほど藤平さんも、JBICが適切な審査をしないというようなことを前提に書いてありますねというようなことをいいましたけれども、我々も同じようなことを思っております。例えば、どうしても環境社会リスクを生じてまで政府はやるのかとか、あくまでも我々輸出者なり事業者が必ず環境リスクを冒すのだという前提でいっているのは、我々にとっては非常に心外であると思っています。

それから、同時に、民間金融機関に任せればいいのだといったようなことも書いてありますが、民間金融機関に任せればいいのだというけれども、原科先生は保証していただけるのですか。まずこういったことも述べさせていただきたいと思います。

それから、あと、リスクの回避とか、適切な審査の実施、迅速性について、これだからアカウントビリティというのは、どうも私は論理的に結びついていないとは思いません。なぜならば、例えば先ほどもありましたけれども、スタッフが IFCは多いからいいのだと。内部審査をやっているのだ、だからアカウントビリティがあるのだと。だけれども、JBICは人が少ないからだめだというようなこの論理も、だからアカウントビリティとどこがつながるのかというのがよくわかりません。

それから、コストの問題ですけれども、現行、当方のほうで、通常環境審査というのは大体2、3ヵ月ぐらいを前提にやっているのですが、現実には、やはり物によっては半年、あるいはそれ以上かかっているものがあります。そういう中で、さらにプラス、ここに第三者の審査会を入れて、どうやってこれ……。やはりプラスのプロセスが始まるので、そうしますと当然、JBIC/NEXIの方々はそのための資料をつくり、そのためのいろいろなあれをやって、どうしても今以上に時間がかかってしまうなど。そして、これをお客さんのほうにどうやって説明するのだろうかというので非常に困ります。

それから、同時に、審査会のメンバーの選び方が問題だと。例えば学会の方とかそういう方、どういった方がいいのか私もよくわかりませんが、いろいろ個別の案件では、例えばアフリカのガボンにおける肥料プラントがありましたと。一方こっちにはロシアにおけるガス関連のプロジェクトがありましたと。こういうのを同時にやっていけるのですか。やはりそういうのが難しいものは、今のシステムの中で個別のケース・バイ・ケースで委員会をつくって、専門家で協議していく、検討していくというプロセスがあるので、メカニズムがあるので、それはそちらでもう十分ではないかと思っています。

また、プラス、異議申し立てという制度もありますし、それからステークホルダーの方

々からいろいろ何かいってくるという状況もあるので、透明性、アカウントビリティというのとはちゃんと保たれているのではないかと考えております。

ほかにもいろいろあるのですけれども、とりあえず以上です。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

恐らく多くの方が意見を申したいというところではありますが、その一方で、わざわざここでお時間をとりました唯一の理由は、原科さんが1時間で帰るというので冒頭にしたこと、済みません、別に優先順位ではないので、そのために。皆さんにもお考えがあるように、原科さんにもお気持ち、信念、感情というところで、かたいご意見を場を曲げて述べられているわけですから、私は、そうした部分は捨象しまして、具体的な論拠について質問します。事実誤認云々のところは、これ以上いっても始まらないところですから、ご提案の中で2点質問させていただきます。

まず1つは、都道府県47、48、49ですか、ちょっと知りませんが、すべてでやっていますと。あるいはJICA、JETRO、3Jで次はJBICという冗談もあるわけですが、そうした中で違いを申したい。それは、事業者のオーナーシップの問題ではないか。すなわち、都道府県。これは、その事業をやっているのはだれか。都道府県、自治体でございます。都道府県ではなくてもいいわけです。自治体が皆様の税金に基づいてやっているという、まさに公的な事業であって、タックスペイヤーを代弁する形で入っている。原科先生、まさにおっしゃったとおり、オーディターの役割ではないはずですが、そのようなものも担っているから入れるのだと。単なる技術的な助言であるならば、コンサルタントの方でも結構ですし、私どもも自負がありますし、都道府県にだって技術の力はあります。別に学者だけがそういうものを持っているわけではないというのは、むしろ世間の常識ではないでしょうか。

そして、JICAさん、JETROさん。これは何ですか。JICAさん場合には間違いがありませんけれども、FS、借款をやっているときではないのです。事前に当該国の中で行っている事業ですから、これはまさに税金。オーナーシップは日本国に正しくは当該国に引き渡していますけれども、日本国の事業としてやっているから審査をしていると。では、

私ども新 JBIC/NEXI、いかがでしょうか。形上は私どもが融資、保険付保をしますから、オーナーシップがないわけではありませんけれども、事業の主体は海外の事業者さんでありますし、お客様は別の方。まさに民間の方が個人でやられているものに起因しますと。そのところにオーディットの意味は。果たして、私たちがそれをいえるのでしょうか。どうなのでしょう。審査の手法というところといっているのですけれども、JICAさんなどの助言というものは一通り読ませていただきましたが、まさに宮大工の世界なのです。税金でやっているから、よりよいものを海外に渡したいから、これもやったら、あれもやったらと。もう皆さん、わかりますよね。これもやったら、あれもやったらとすばらしい助言です。ODAということで、お金をかけられます。でも、皆様のものは劣っているわけではないのだと。社会リスクを生じてまでということはないのだと。ガイドラインで規定していることはちゃんとやっているのだと。私はそうであると信用しています。

そうした中において、タイムとコストは企業の命です。税金とは違うのです。税金だっでそうしてほしいけれども、できていないからオーディターが入っている。その違いの中において何をしようとしているのでしょうか。なぜその事業のことをすべて理解していない、ある一部分だけの意見を、その人たち、つまりお客様や事業者が入れないところで決まっていくというプロセス、これは本当に透明性なのでしょうか。私は、そのオーナーシップの違いのところを踏まえた発言であるのか、そこは書かれていないと。この点はまず申し上げたい。

それに付随して申し上げるならば、公開の原則です。(4)のところでは書いてあります。これはどうなのだろうか。JICAの案件、公共事業、すべて公開されています。国、案件、県、ダムをつくる、橋をつくる、これはすべて知っていることです。公開されている、名前までみんなわかっているものだから議事が公開できる。しかし、どうでしょうか。レビューを行っている案件というのは、お客様、受注できるかどうかもわかっていない段階ですよ。融資がつくかどうかもわからない。商業上、非常に不安定な状態です。ですから、私どもは、この事業が特定されないように、最大限の公開を行いながらも商業上の配慮を行うとまさに書いてあるのに、ここで公開してしまったらどうなのでしょう。インカメラといっていますけれども、随所随所、何ページにも及ぶ議事録が出たら、必ず特定できます。少なくとも、同業他社は特定できます。その点はどうぞ配慮されるのかということです。1つ目はオーナーシップと公開の問題ということです。まず、オーナーシップの観点から考えていただきたい。

そして、もう一点は、やはり皆様、多くのところをいっているのですけれども、官尊民卑という言葉があります。ちょっと私、口が悪いから、あえて申しますが、どうも原科さんのご意見を聞いていると、学尊官卑、学尊民卑というところが感じられる。なぜ学会に頼まなくてはいけないのか、なぜ私どもが選んではおかしいのか、なぜ国が選んだのは間違いの説明なのかと。そのところは全くわかりません。学者の方の中に何人、実業のところにも身を置いた方がいらっしゃるのか。他方で、民の方はどれだけアカデミックなのか。官の方はどれだけ民のことを知っているのか。一つ一つ足りないところを補っていくのだと。そういう場において、私たちはさまざまな立場、1つの実務者の立場として無知ではない。ある面では私たちは知っているのだと。これはいいたい。学会の方が結果として選ばれる場合はあるでしょうけれども、なぜメンバーすべての選定を学会に頼まなければいけないのか。ここは全くわかりません。ちなみに学会というのは、事実誤認でしたらごめんなさい。任意でつくれます。国のギャランティーとかがなくてもつくれます。私のおじさんの友達、日本 UF0学会の……（笑声）これも学会です。原科先生の立派な学会とは違いますけれども。この中において、お客様の命を制するところの諮問会というものが仮に入った場合に、私たちはメンバーの選定まで学会にゆだねていいのでしょうか。むしろ、JBIC/NEXI、ちゃんとしてくれよとお客様は望むのではないのでしょうか。

この2点です。こここのところが、一通り質問が出てからお伺いしたいところです。

【司会】

ありがとうございました。一通り質問が出てからでよろしいわけですね。

【日本貿易保険 稲川】

はい。

【司会】

満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

稲川さん、ご指摘のとおり、どなたも得意分野と得意ではない分野と、知っていることと知らないことがあるのです。それはこうした議論の前提だと私は思っております。その

上で、私がこの点に関して改めて何かいえることというのは非常に少ないと思っています。ただ、一応、改めて本論点を考えてみて、私たちが何を主張し損ねたかなということを考えてみたときに、これはどうやっていうのが非常に難しいなと思っているのですが、やはり JBIC/NEXIさんが現在行っている環境レビューというもの、それからモニタリングというものに関連することなのかなと思っています。もちろん非常に少ないながらしっかりやられていると。誇りをもってやられていると。その結果に関しても真剣に開示、公開を通じてアカウントビリティを確保されているということは私も重々身にしみて存じております。

それからまた、時によって外部のコンサルタントの方を雇用されている。それで、しっかりした環境レビューを行っている。ただ、なおかつ、やはり内部でやる審査というものは限界があると私は思っております。例えば外部コンサルタントを雇用される。それで外部の視点を確保されているのだというように聞こえたのですが、機能させるためには、やはりそのコンサルタントの方や雇われる側がどなたかによって、ケース・バイ・ケースでいろいろなことが生じ得るのかなと思っています。

確かに、JBIC/NEXIさんは多くの大型案件をこれまでレビューされてきて、独特の審査手法もあるのだらうと思っています。ただ、仮に問題点があったときに、その問題点を本当に吸い上げられることがいつも可能なのかということも可能なのだとお考えなのはよくわかっているのですが、常にそれを問いかけていく必要はあるのかなと思っています。

であるから、この審査会の問題は、やはりほかの論点とも若干関係してくることでございまして、もちろん論理の飛躍があるというようにおっしゃられて、私もそうだなと思っていた部分はあるのですが、要は環境レビューの結果の公開、あるいはモニタリングというようなもので、ここら辺は総合的に確保されていくのかなと考えているところです。審査会の導入に当たって JBIC/NEXIさんが負っているマンデート、限界とか、そういうもので非常に難しいのだということはよく理解しておりますが、そこら辺もあわせて、ぜひ柔軟に考えていただければと考えております。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【エンジニアリング振興協会 根本さん】

今、藤井さんとかいろいろな方もおっしゃっていたので、重複する部分は除いて、非常に重要な問題をはらんでいるのではないかと思いますので、一言申し上げたいと思うのですけれども、先ほど原科先生が14の主要なポイントの3の と は関係ないのだというような、あるいは事実誤認だということをいっていましたが、それこそ大きな間違いだと思います。関係ないことはないと思います。

というのは、現実にかついったことがどうして国際競争力の中で障害になっていくかということをお簡単に申し上げたいと思うのですけれども、藤平さんにも今おっしゃっていたのであります。こういうものがあることによって、我々企業としてはいろいろな競争の中で戦ってきているわけですが、ECAを背景にいろいろな国と受注競争を繰り広げて、勝ったり負けたりしてきていますけれども、現実には起きているのは、背景にした ECAの機関のガイドラインなり条件によって、最終的に負けたことがあるのです。特に我々、実際、負けたケースもあるのですが、こういうものがあることによって、かなり障害になると。そのようにみえると。先ほど藤平さんもおっしゃっていましたが、現実にあるのです。そういったことが起きた場合、この審査会を強力に必要とすることによって競争力を損なうということとは関係ないといえるかどうか。それは責任をもっていえるかどうか。その辺を問いたしたい。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。長田さん、どうぞ。

【日本プラント協会 長田さん】

2種類に分けて。まず必要性ですけれども、JICAさんみたいな援助機関、JICAさんの例では要請段階から審査会というのは関与されていると。支援の是非、要するにJICAさんとしての方針みたいな基本的なところ。それに対しての是非について答申を出されたり、そのほか、案件についてのアドバイスもされているということですが、JBICさん、NEXIさんの場合には、先ほどお話にあったように、前段階がないということになりますと、個別の案件についてのアドバイス、助言、もしくはガイドラインどおりにやっているかということになりますと、ガイドラインどおりにやっているかどうかというのは、先ほどの

お話にも一部ありましたが、異議申し立てですとか、別の審査　ごめんなさい、名前を  
忘れました。そういう機関も置いてあります。では、個別の審査についての助言というこ  
とになりますと、既にJBICさん、NEXIさん自身がやっていることと同じ内容をさらにやる  
必要があるのかどうか。では、そういうことが実際にできる能力のある人たちというのは、  
常設であり得るのかどうか。そこら辺は疑問に思います。

もう1つ。時間との関係ですけれども、審査会を置いた場合、そんなに時間がかからな  
いのではないかとされるかもしれませんが、実際のプロジェクト、建設に入った場合、  
場合によっては、1日短ければ例えば報奨金が出る。1週間、2週間という単位で短くし  
た場合には表彰状まで出る。プロジェクトは、そういう世界なのです。その中で、例えば  
審査会を置くのに1週間または2週間かかりました、審議が出るまでにまた何日かかりま  
したというのは、実は余りかかっていないように感じられるかもしれませんが、そ  
このおくれというのは非常に大きいことをご理解いただければと思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。新開さん、どうぞ。

【日本プラント協会 新開さん】

個別案件についての審査というのは、やはり実施機関であるNEXIさん及びJBICに任せる  
というのが基本だと思うのです。環境配慮についての大きな枠組みを決める場合に、第三  
者の意見だとか、有識者のご意見を伺って、まさにここで環境ガイドラインの改訂をやる  
うとしているわけなのだけれども、そういう大きな枠組みをつくる場合には、外部の方の  
ご意見をお伺いしてつくっていけばいいのだが、一たんそれができ上がったら、その運  
用、管理、実施は、実際にその案件を処理される機関にお任せするというのが基本だと思  
うのです。ただ、それを実施する場合に、先生がおっしゃったように、専門性ということ  
は確かにある場合があると思うのですけれども、それは今までやっているとおり、常設の  
機関を設けるまでもなく、アドホックにやればいい。そのほうが時間がかかるとお  
っしゃいますけれども、それはやり方次第で、アドホックにやったほうが早い場合だって  
あり得ると思います。

それから、政府の審議会と同じだとおっしゃるのだけれども、政府の審議会というのは、



やはり大きな枠組みをつくるとか変えるとか、そういうときに審議会であって、個別の個々の案件についてどうだこうだということは実際の各省なりに任される話だと思いますし、ちょっと違うのではないかと思います。

それから、都道府県で審査会があるのだという話も、これはさっきおっしゃいましたから申し上げませんが、それも本件の場合とはちょっと違うのではないかと。

それで、いろいろ問題があれば、実施状況調査ということを中心にJBICから報告していただきましたけれども、実施状況報告だったかな。過去のやり方についてです。例えばそういうことだってあるし、そういうところでやっていただいて、それについていろいろ外部の方がチェックされるということはできるわけだし、一つ一つ進んでいる案件を一々、通常そういうことを審査会でやるというのは、ちょっと実情に合わないと思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。では、清水さん、どうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

今のJBICさん、NEXIさん、それから産業界の方のお話を伺っていくにつれ、前からわかっていたことではあったにせよ、非常に難しいなと思っています。一方、今、とはいっても、審査会の設置ということについて、それなりの意義がある部分もあると考えておりますので、何点か申し上げたいと思います。

まず、コストと時間のことについては、審査会のやり方によって何とかなる問題なのだろうなと思います。一方で、産業界の方がいっていらっしゃるように、要するに、これをつくることによって著しく不利になるように見えるということに関しては、いかんともしがたい部分があるなと思います。

最初に藤平さんがおっしゃった、プロジェクトの初期のときに ECAとして関与する場合もあるし、後のほうになって関与する場合もあり、さらに最後のほうで関与するケースが多いというような指摘がございましたけれども、これは、事業の初期の段階であるときはあるときでそれなりの、要するに例えば立地ですとか、線形のものであればルート変更ですとか、そういう助言が可能になると思いますし、後のほうに関与した場合は後のほうに関与したときに、細かい話になってしまいますが、今与えられた条件の中でどのようにや

ったら環境社会影響というものが回避、最小化、軽減されるのかというような助言もあるかと思いますが、これは恐らく、後のほうの関与か、最初のほうの関与かということによって実効性につながらないということにはならなくて、むしろ助言の内容が変わってくるというだけの話なのかなと思います。

それから、やはり審査会を設けるとするのは、JBICさんとNEXIさんもしっかりした審査をやっているし、今回のガイドラインの改訂でも透明性、アカウンタビリティを高められていくというような姿勢は、私も大変感銘を受けているところですし、そういう姿勢はこのコンサルテーション会合を通じて本当に感じてきたことではあるのですが、立場の問題。立場を考えると、やはりJBICさん、NEXIさんは事業を支援しようという使命をおもちで、その使命に基づいて審査をされているわけなので、マインドの問題として、どのようにしたら支援できるかというようなマインドでやっていると思いますので、果たして第三者からみた客観的な判断というのが客観的で客観性。完璧な客観性はないと思いますが、一方で、そのような立場に立って審査をするということが、環境社会面で難しい場合もあるかもしれないと思います。一方で、例えば審査会を設けた場合、第三者がみるというのは、異なる立場の人がみるのであって、それはそれなりに意味があることなのかなと思いました。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。では、原科先生、お願いします。

【東京工業大学 原科さん】

産業界の方から随分たくさん反論が生まれて、大変うれしく思います。ちょっと誤解があるような感じもしますので、若干申し上げます。これは、環境社会配慮の確認、アセスメント、文書を見てJBICが審査しますから、その審査に対するサポートなので、だから審査諮問機関なのです。ですから、タイミングは案件形成の前でも後でも、いろいろな段階であります。通常アセスの審査というのは、方法書段階とか準備書段階、それから評価書段階、それぞれあります。だから、そういう意味ではいろいろな段階があり得ますから、案件形成の後だからこれは違うのだとおっしゃるのですが、それは趣旨が違うのです。その意味で私は申し上げました。

ということで、大切なことは2番目。さっき藤平さんがおっしゃったように、こういうのを設けると時間がかかると認識される。表から思われる。それは企業の方がすごく心配されるということです。不利になると。全然違う観点です。同じような状況がありまして、つまり、内部審査だけで進めると、きちんと審査したかわからないから、その辺で適切な審査が行えたかという逆の見方が今度されるのです。だから、そういう意味では、審査会をしっかり設けることによって、第三者、外部の専門家がチェックすることによって、これがきちんと担保される。だから、そういう意味では、表からの見方、そっちのほうが変わってくるのです。私はそういう意味で、まさにセーフガードにつながると思うので、申し上げたのです。

それで、審査会の必要性と。私、ちょっと書き方がきつかったので、企業の方々が随分反発されたので、私もこの表現はうまくなかったなと思います。しかし、民間金融機関というのは立派にイクエイターバンクスというところですよ。きのうも随分議論いたしましたけれども、環境社会をしっかりとやるようになっているでしょう。その基準に合わせようなどという議論もきのうしました。ですから、そうすると、民間の金融機関との差別化はどこにあるのか。政府が支援する新JBICです。そのときに、内部審査だけで終わるのだったら同じなのです。だから、パブリックを標榜する金融機関であれば、その意味で透明性を高める。それがアカウントビリティだという意味なのです。それで申し上げたのです。私はむしろJBICが、国民にこれは必要だと思ってもらうために必要なことと認めているので、応援的な立場から認めているのです。

それから、リスクの回避と。表現が悪かったかもしれませんが、適切な審査をせずに判断を下した場合のということです。それができなかった場合に大変なことになりますよという意味なのです。例えばサハリン2ではそのようなことが起こったでしょう。随分時間がかかりましたよね。コストが。あれは早い段階からオープンにして、専門家が早く関与してやれば これは現場の方がそうおっしゃっているのだから。大分コストがかかり過ぎてしまった。もっと早くやればコストが減ったはずだといっておられました。そういうことがあるので、リスクの回避。そういう意味なのです。ですから、私はJBICのために、これはきっとプラスになると認めて申し上げています。

私がこういうことをいうと、そのときはみんなびっくりして、えっと思いますけれども、その証拠をもってきました。環境万博、朝日新聞。これを読んでください。これは私が批判した2000年の、8年半前です。結果的に、私がここに書いたとおりになりました。その

結果、万博では大きな利益を上げています。この万博は、最初は里山を破壊してつくる予定だったのです。アセスをやったおかげで、それをやめたのです。万博で里山を守ったので、この万博は評判が上がりました。たくさんお客さんが来たのです。環境負荷を減らすために、私は 2,500万人の予定を 1,500万人に規模を下げるように書きました。結果、そうやったのです。万博協会は 1,500万人に減らしました。そうすると、コストが減りました。ところが、人気があったので 2,200万人集まったのです。コストが減って、パフォーマンスが高いから、当然利益が上がりますね。おかげで万博は、何と万博を記念した基金までできてしまったのです。だから、環境配慮をしっかりとやれば、結果的にいい成果が生まれるのです。サハリン2は、まさにそう思います。早い段階でやっていけば、これは明らかにコストが削減できたのです。ということで、私はむしろ応援団的な感覚で申し上げます。

それから、事実誤認。先ほど稲川さんがおっしゃった都道府県の審査会、事業。これは公共事業だけではなくて民間事業をたくさん対象にしています。すべての審査会、そうです。ですから、これは誤解のないようにしてください。だから、1番目のポイントは全く違うことなのです。

官尊民卑とおっしゃった、あるいは学尊民卑かな、これは全然観点が違まして、これはあくまでも審査という、科学的で客観的な判断をすることのサポートですから、学会がいいでしょうといったのです。だから、最初、環境省もいった。環境省、あるいは学会ということですね。環境省でもいいかもしれません。しかし、学会は、そのためにはもっといいでしょうといった。しかも、学会の場合には、日本学術会議と申し上げたように、稲川さんがおっしゃったことで、そんな変な学会では困りますから、ちゃんとした学会といえば、日本学術会議とかそういうのを通じて頼めば、きちんとした人に頼むでしょうと申し上げたので、これもまさに審査の透明性を高めるための工夫として申し上げたわけでございます。ですから、皆さんが批判されたことは、一部違う認識というか、間違っただけをもとにおっしゃったと思うのです。

それから、私は時間がかかってもいいなどということを申し上げておりません。3の、は関係ないといったとおっしゃったが、私はそんなことをいっておりません。、は助言とかそういう意味合いが、審査という、その確認に対するサポートだということで意味が違うのだと申し上げたので、そのために時間がかかってはいけない、そのとおりです。ですから、私は時間がかからない、さっき清水さんがおっしゃったと思いますけれども、

工夫によってこれができる。しかも、すべてに対して審査会でやるということは普通や  
っていません。JICAの場合はA案件です。ですから、本当に問題が起こるものに関し  
ては審査会できちっとやりましょう。それ以外は当然、現場の方がほとんどやられるわ  
けです。数でいったら、ほんの一部です。だから、そういうプロセスをよく考えていただ  
きたいと思います。

それから、審査会で通常やることは、専門家が足りない場合は、その部分はアドホック  
にももちろん追加します。そういうことで対応していますから、どなたかがおっしゃったよ  
うに、そういう専門家がないことがあるだろうと。そのとおりなのです。だから、その  
場合にはその方に臨時委員になってもらいますか。これをやっております。だから、通常  
日本で行っている審査会の方法で十分やれるということなのです。日本の都道府県は、民  
間事業の審査の経験が随分ございます。だから、そういう問題はもう既に対応できている  
ということをお願いしたいと思います。

それから、審議会のことを申し上げたのは、おっしゃったように枠組みづくりと違いま  
すから、審議会、通常はそうです。ただ、中の審議会という表現ではなくて、特別にある  
案件ごとにこういう格好で審査諮問を頼むことはいっぱいあります。そういう意味で、例  
えば審議会のように、いいたいことは、意思決定を下す人が、その意思決定に対するサポ  
ートをしてもらうために第三者的にやってもらう例がいっぱいありますよと申し上げまし  
た。ということで、私は、新JBICが社会から、なるほど、きちんとした審査をやっている  
ということを見てもらうためにも、こういう第三者性の高い機関を設けると大変いいと思  
います。

それから、他の機関が、パイの機関がやっていないとおっしゃったのですけれども、OP  
ICではそれに近いものをもっているというような話も最近ちょっと聞いたことがあります。  
これは調べなければいけないですけれども、そんなことで少し変わってきたと思います。

それから、ほかの国は、特にJBICは大変大きな影響力がありまして、国際的にも第2世  
銀といわれるぐらいの大変大きい影響力があるわけです。だから、そういう機関の場合に  
は大きな案件を扱うので、特段の配慮が必要な案件がふえてくるのです。ほかはそれほど  
大きな金額ではないから、そういうものはもともと少ないのです。だから、その必要性が  
低いわけです。JBICは違うのです。だから、ADBとか世銀並みのことを考えなければいか  
ん。ADBや世銀は国際機関ですから、その中で、お互いの緊張関係のもとである部分透  
明性が確保されるのです。ですから、パイの機関で、しかも大きな影響があるから、JBIC

は新しい工夫が必要だろうと思って、このことを申し上げました。

だから、私は時間が幾らかかってもいいなどと全然思っていない。環境アセスメント研究者ですから。いかにしてそれを効率的に行うかです。そのことによって、よい計画にしたいのです。ここにもってまいりましたこの記事は、まさに環境万博。ここで私がいったとおりのことが、2、3年したらそのとおりになりました。結果として、大きな利益を得たのです。だから、そういった経験からいいましても、私はJBICの将来にとって、これはいいことになると思うので申し上げたのです。つまり、環境審査の新しい流れです。そのことがJBICの国際的信用を高める。そして、そのことが日本の、むしろ世界を一步リードするいいチャンスだと私は思ったので申し上げたわけでございます。

予定時間が来てしまったので、かなり際どくなってまいりましたけれども、産業界の方のおっしゃったことで、私は時間は関係ないなどと全然思っていない。できるだけ効率的に進めたいと思っています。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【宮淵さん】

清水さんのお話、それから原科先生のお話をいろいろお聞きしまして、やはり結果責任をとる立場の人と、そうでない人の立場が全然違うなということがよくわかりました。JBICさん、NEXIさんは、結局、審査会を通じたり、あるいはコンサルタントにいろいろ頼んだとしても、最終的にそこから出てきたアウトプットをみずからの責任において確認して、みずからの立場で判断して、行動をとられる。そういう結果責任をとる立場にあると私は思っております。ですから、そういった意味で、NGOとかコンサルタントとか、それから原科先生というのは、あくまでも結果責任をとらない人の立場です。ですから、そういう意味で、先ほどいいましたように、時間がかかるのはしょうがないのです。結果責任をとるために審議会をつくったとすれば、その準備とその結果の検証のためにJBICさん、NEXIさんはやらなければならない。そういう世の中の仕組みなのです。ですから、それは多分、NGOの方も余り理解されていなかったのですけれども、ぜひ理解していただきたい。世の中はそのように結果責任の円環でできているわけですから、そのあたりをよく考えていただきたいと思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【エンジニアリング振興協会 根本さん】

原科先生、時間がなさそうなので、ちょっと申し上げたいのですけれども、先ほどいった、国際競争力の中で我々は戦っていると。こういうことがあることによって負けてしまうことが現実にあるのです。その辺についてはお答えがないと思うのです。理想論として、JBICさんが ADBや世銀並みにやってほしいと。ほしいというのはわかるのですが、現実こういうことがあることによって、我々はいろいろな競争の中で負けている。実際、起きているのです。それを原科先生は責任をとれるのですか。それだけです。

【司会】

ありがとうございました。済みません。その前に、私のほうが先に時間がなくなってしまうので、私はここで一度中座させていただきます。引き続き三村がやりますので。原科先生、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

今、最後に、結果責任とかいろいろおっしゃったのは大変大事なことだと思いますけれども、そういうことをおっしゃいますと、ガイドラインはないほうがいいことになってしまいませんか。現在で困って、負けてしまうとおっしゃるのだったら、ガイドラインはないほうがいいというぐらいにお考えなのでしょうか。ですから、そうすると、政府が金融支援をする意味合いがどこにあるかという国民に対する説明責任が本当に果たせなくなってしまうと思います。環境社会配慮ガイドラインをつくるというもとのセーフガードポリシーとか、そういう根本のところに戻ってしまうのではないですか。こういうことになったら迷惑だとおっしゃるのだったら。それは大分違うと思うのです。

【エンジニアリング振興協会 根本さん】

迷惑なんて.....

【東京工業大学 原科さん】

いや、今、そうおっしゃったでしょう。こういうことがあるから負けてしまうとおっしゃった。

【エンジニアリング振興協会 根本さん】

いや、だから、それに対してどう思うか.....

【司会】

済みません、恐れ入ります。司会がかわりまして三村でございます。マイクを使ってお願いしたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。どうぞ。

【エンジニアリング振興協会 根本さん】

では、ガイドラインがなくていいかと。そういう議論は単なるすりかえですよ。

【東京工業大学 原科さん】

いや、すりかえではなくて。

【エンジニアリング振興協会 根本さん】

いやいや、そういつているわけではないのです。だから、現実にはそういう競争の中で我々は戦ってきたと。そういう現実の問題をいったときに、では、これがあることによってこれを強力に必要としたとします。できてしまったと。いつも負けてしまったと。それに対して、負けてどうぞということですかということです。

【東京工業大学 原科さん】

いや、それはそうではないです。私は負けないと思うからいつている。

【エンジニアリング振興協会 根本さん】

だから、ガイドラインがなくていいのかということと同じことです。



【司会】

では、JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

議論が白熱しておりまして、ただ、ちょっと本質から横にそれてしまったようなところがあります。それから、ご承知のとおり、時間のあれがないわけではないですし、実際に今ディベートされている方の中にも時間的な制約がある方もいらっしゃるということで、もちろん先ほどの結果責任というのは、まさしくそのとおりでありまして、改めて身を引き締めて事に当たらなければいけないなと思っているわけでございます。これはやはり JBIC/NEXIの環境ガイドラインの改訂という話でございますので、皆様方のご意見を伺った上で、私どもが最後は責任をもって判断するのだろうと。これは何度も申し上げていることであります。

それを申し上げた上で、きょう、いろいろな議論をいただきましたが、やはり私が最初に申し上げた、ここが一番大きなポイントなのだと思いますところについて、すなわち、事前の審査会というものを正面切ってガイドラインに規定してしまうという点について、アカウンタビリティだけではなく、そのことに伴う競争上のネガティブインパクトを越えられるような議論は、私は認めることができませんでした。視点を変えればいいよねという議論はありましたが、そもそもそれは論理が、あるいは議論の展開が逆。審査会を設けた上で時間がかからないやり方はあるとか、それは設けるということが前提となつての話であります。そのほかにもありますけれども、もともとガイドラインに規定するかしないか、それができるのかどうか、実効性があるのか、必要性があるのか、それを私どもは審議しているのであって、基本的には、これは入れれば改訂ということになるわけですから、改訂の提言をする、あるいはご意見をいわれる方に、私どもがここが要はボトムラインというか、越えられない壁であるといっているところに対して、それを越えるような議論を展開していただかないと、改訂ということにはならないだろうと思っています。繰り返しますけれども、私が今聞いている限りにおいては、そのような議論はなされなかったと思っております。

【司会】

ありがとうございました。JBICからこのような提案というか、意見がありましたけれど

も、ほかにご意見ございますでしょうか。原科先生、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

私も時間がなくなりましたので、そろそろ。一言だけ申し上げさせていただきます。ですから、私の考えは、競争にネガティブインパクトがあるとみる立場なのか、私はこれは効率的にできると思いますので、ネガティブインパクトはないと思っています。むしろプラスが大きいという考え方です。ですから、今、藤平さんがおっしゃったように、ネガティブインパクトが強ければ、これはそういうことはできないでしょう。私は、それは今までの経験とか方法を適用すれば十分いけると。その意味で、あたかもすべてを審査するような誤解を与えていますから、そうではないということを申し上げたのです。そうすると、実際に今やっているものとそんなに変わらない。むしろ効率的になるということで申し上げました。というところです。

それから、最後に、結果に対してやはり責任はおっしゃるとおりなので、その意味からも効率的にいけると判断をしているので、このことを提案したわけでございます。それがどういう判断かそれぞれありますけれども、私はそう思います。

【司会】

ありがとうございました。ほかにかがでしょうか。稲川さん、お願いします。

【日本貿易保険 稲川】

私どものほうとしても、最終的な認識を示して閉じたいと思いますので、1点。私からは質問の中で、議事の公開というところが非常に難しいのではないかと。インカメラ方式でも難しいのではないかと申し上げて、そこは具体的なお回答がありませんでしたが、こういうことでございます。

本件の提案は大きく2つということで、1つは透明性。透明性を拡充することは必要だということに異議はありません。その一方で、技術的なアドバイスができるということでもあります。これはガイドラインに書くことではありませんし、現在も私どもはできていると思いますので、ここにおいては、仮にアドホックに、必要なときは学術振興会にお伺いしてお借りするということがガイドラインに書くことではない。したがって、ここでは透明性という問題に絞られる。しかしながら、ここにパラドックスがある。透明性を追求

するならば、手段としては当然、情報公開と同様に、その結果が公開されることが最大のポイントであります。しかしながら、これだけ多くのお客様からの懸念を考えると、払拭できない限りは公開は難しい。したがって、第三者の方が入っても、結果が公開されないのであれば透明性の担保にはならない。わかりますよね。幾ら学会の方、官の方、あるいは監査法人が入ってやりましたといったって、結果が公開できなかつたら、だれにも信用されない。つまり、現状と変わらないわけです。私はそのように思いますので、この点が、公開しても構わないのだという懸念が企業さんから払拭されない限りはそれが払拭されるなら、JICAさんみたいに置くというのは1つの考え方として、さらに議論は進むと思いますが、現在においてそれが払拭できない限りは、この方法は透明性の確保の方法としては実効性をいささか欠くのではないかと。したがって、私どもはこの案件が採択できない。透明性の重要性は認識しながら、この方法としては、現時点においては実効性が乏しいということをNEXI側としては感じるところでございます。

【司会】

ありがとうございました。ただいま、NEXIからまとめという形で意見が出されましたけれども、これに関しましていかがでしょうか。原科先生、どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

今、稲川さんがおっしゃった点は、基本的にそういう理解ができますけれども、全く公開しないわけではないのしょう。最後に、すべてを。だから、その中で、まさに公開できるもの、できないものに仕分けすることですから、全く公開しない言い方をされたので、それがちょっと気になったので。きのうの情報公開の話でも、基本的なことはみんな公開するとおっしゃっているので、そうではないですね。

【司会】

ありがとうございました。

【日本貿易保険 稲川】

では、その点のみ補足です。そういうことではありません。むしろ、情報公開の中で一番問われるところのレビューの結果については書いていくということでございますので、

私たちが求められるべき説明責任の範囲では当然やっていくということでございます。

【司会】

ありがとうございました。ということですので、14番につきましては、特にご意見等なければこれでということにしたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

NEXIさんは私どものポジションというものに、いわば先ほどの競争上へのネガティブインパクトというのは最大のポイントだというものへの補足をしていただいたという意味で、JBIC/NEXIのポジションということでございます。したがって、改訂のニーズは、私ども、今回の改訂のところで認めることではないということでございます。よろしければ、次の改訂にかじを切っているほうの論点になると思います。

【司会】

昨日の続きになりますので、22番からということによろしいでしょうか。では、NEXI・稲川さん、お願いします。

【日本貿易保険 稲川】

済みません。休憩に入るのかなぐらい疲れてしまったので、ちょっと……（笑声）。22番、労働状況ということでございます。22番と審議は分けるのですけれども、労働状況は17ページでございますが、その後に地域社会・労働者の安全・保安という、これは22ページ、追加3というページでございますけれども、このところは、私どもとしての改訂のニーズを示した内容がひとまとまりになっておりますので、改訂の内容ということでは一括してご説明させていただいて、一応質疑は項番順に行いたいと思います。

労働状況につきましては、ご提案の内容として、労働における基本原則及び権利の保証の確認ということでございまして、この点について改訂ニーズを認識する。具体的には現行のガイドラインの中で検討する影響のスコープということで、社会的関心事項の中に括弧に子供の権利ですとか、HIV/AIDSですとか、景観とか入っているものの1項目として、労働・安全環境というものを1つ追加する。これは、労働状況とこの後の追加3のところ

は、具体的なご提案としては警備要員の点に絞っているのですけれども、広範に考えるならば、ここは労働者、あるいは周辺的环境に対する安全への配慮ということでございますので、一般的には、日本国のみならず多くの国においては労働法制というくくりの中で含まれるところでございますので、労働・安全環境というものをみていくことを記載させていただきます。

それに加えて、現行のチェックリストの中の社会環境というところで、これは一部、安全環境についてはおおむね確認しているところで、飛び飛びにいろいろな場所に入っているのですが、具体的には今度の改訂案の際にまとめてお示ししますが、一言でいえば、労働・安全環境という欄を1つ、社会環境の1項目として設けまして、労働環境については以下のような、18ページに入っておりますが、(3)、上記の具体的な主なチェック事項としては、当該プロジェクトに係る事業者が直接雇用する者について当該国労働法令が遵守されているかという点を確認するというところで、改訂の基本的な案と考えております。

同じく22ページに飛ばさせていただきますが、22ページの1ポツ、改訂の方向性ということで、同様に労働・安全環境でくくられた中で、具体的なチェック項目として3項目上げる形になります。最初の2つは、現状においてもおおむね趣旨が書かれているものでございます。労働災害防止に係る安全設備の設置、有害物質の管理等、プロジェクト従事者へのハード面での安全配慮が措置されているか。2番目、安全衛生計画の策定や安全教育の実施等、プロジェクト従事者へのソフト面での対応が計画・実施されているか。3番目、プロジェクトに関連する警備要員が、労働者・地域住民への安全を侵害せぬよう、適切な対応が講じられているか。この3項目めがご提案の趣旨に即したものでございます。

また1点、あらかじめ前回の審議においてご質問があった点で補足いたします。それどこを対象にしているのかということでございますけれども、追加3のところというプロジェクト従事者という点においては、プロジェクトサイト内において労働に従事する者ということでございますので、ここにおいては事業者の直接雇用者のみならず、請負、委託等においてその中で働いている人の安全を、安全配慮義務の観点から、そのサイトを仕切っている人間、実施者が配慮すべきものということ。3ポツ目の警備要員のことにについては、労働者というところはプロジェクト従事者と置きかえてもいいかと思えます。同じ概念、プラス、地域にお住まいの住民の方、当然、警備員の方というのは主にサイトの外、フェンスの外あたりですか、立ったり歩いたりしていますから、そういう意味では、その地域の住民の方ということまでが含まれる。他方で、労働の権利関係においては、

事業者が直接雇用する者ということでございますので、請負、委託の形での契約関係の労働者は含まれないということをご提案させていただきます。

私どもからは以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。ご意見等ございますでしょうか。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

どうもご説明ありがとうございます。今までのガイドラインに全く規定されていなかったことを新たに盛り込むということで、考え方によってはいろいろ大変なところもあるかと思うところを提案者の意を酌んで改訂案の中に反映させていただいて、大変ありがたいと思っております。

それで、私のほうでは3点ほど、きょう議論したいポイントというものがあって、まず労働・安全環境といった場合、それにどういう問題領域といいますか、問題が含まれているのかということ。あとは、事業者が直接雇用するということに絞られているわけけれども、まず直接ということと雇用ということと2つ、二重に絞られているように思うのですが、その点について、問題領域に照らしてちょっと議論したいということ。あとは、現地の現地国法令。チェックリストの表現ですと、現地国法令に照らしてということがあるわけですが、そのときの法令で、どんなところまでカバーしようと考えているのかを少し確認したいということがあります。

3つ全部やると、私もわけがわからなくなるので、最初のことだけ説明して切りたいと思うのですが、労働・安全環境といったときに、社会的関心事項として労働・安全環境というものを入れるということですが、ガイドライン本文には、例えば非自発的住民移転ならば非自発的住民移転というのが社会的関心事項と入っていて、非自発的住民移転について何らかの説明がある。例えば先住民族だったら先住民族で先住民族が入っていて、先住民について何らかの説明があるというガイドライン構成になっていると思いますけれども、労働・安全環境という言葉が新しい言葉として入って、それについての説明というものが、今のご提案だとガイドライン上は出てこないという形になるのかなと思うのです。

それで、こちらのほうで当初、論点検討 この改訂の方向性のペーパーにもあるわけですが、こちらのほうで労働・安全環境ということを違う言葉で提起したわけです

が、含まれている領域というのは4つあって、強制労働の問題と児童労働の問題と団体交渉の問題と差別という4つのカテゴリーを提起したわけですが、この4つのカテゴリーはこの労働・安全環境に全部含まれているのかどうなのかということを確認したいと思います。

【司会】

ありがとうございます。では、NEXI・稲川さん、お願いします。

【日本貿易保険 稲川】

まず最初のご質問ということなのですが、2つあったわけですね。まず、こういうものにどこまでが範囲か。どこまでが範囲かということであれば、概念として労働・安全環境と書いたときに、余り多くの方は誤解がないのかなと。例えば非自発的住民移転とか先住民族がほかに解説があるじゃない。別にあれは解説ではなくて、さらに枝の部分として、タイトルに対して柱のようなものがあるものについて、さらにガイドラインの中で規定しているということでございます。逆にいうと、子供の権利とか、文化財という文化遺産というところは、平明に一般認識として理解されるものについては、そのままチェックリストに落とされておりますので、私どもとしては、ここに特段の説明を入れなくても理解できるのではないかと。

あえて解説を申し上げるなら、私どもはそれを援用していないので、書けないところではございますけれども、IFCのパフォーマンススタンダードの2、労働、4、安全、このところあたりが1つの守備範囲になるのでしょうかし、後ほど3番の質問になってくるかと思いますが、現地国法令というもののカバーする範囲ということを考えましても、鈴木さんのほうのご専門かとは思いますが、当該国の労働関連法令で労働法上、労働法のたぐい、あるいは安全に関する安衛法等のたぐいでカバーされているところがおおむね入ってくるのだらうと。一番広範に考えればですね。逐条チェックするわけではありませんけれども、そういうことになってくる。

2番目の質問、4つの基本原則はどこに行ったのだと。これは恐らくのところ後でお伺いする現地国法例の適用範囲というところとも関係があるのではないかと思います、基本的には現地国法令という中にこれらの4つの概念は包含されているだらう。これはなぜならば、鈴木様のご提案の中にあつたとおり、これらの4つ、念のために申し上げます

と、強制労働の禁止、児童労働の禁止、結社の自由の保障、雇用に係る差別の禁止、この4点についてはILO条約が加盟国すべてに一義的には批准の有無にかかわらず遵守を要求しているということでございますし、一般的な労働法の解釈の中でも、恐らくこれが入っていない労働法というのは潜りだねというぐらい一般的な条項でございます。したがって、労働法令の遵守と書いてあれば、これはおのずと入っているだろうと。あるいは、ここで書いていれば、そのほか、当該のプロジェクトの中での懸念等があれば、4つにかかわらずみていくこともできるということで、私どもとしては、あえて明記しなくとも、ご提案の趣旨は確保されているのではないかという認識でございます。

【司会】

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

考えていることは大体わかりましたので、そういう前提で、次のポイントで、直接雇用する者というところのチェックリストの表現について、私が考えていることを述べたいと思います。

よくわからないのですけれども、多分これは、直接というところと雇用というところの2つの絞りがあろうなと思っていて、雇用かどうかということは、現地国法令が、そもそも人が労働力を提供するときの契約形態みたいなものをどのように規定しているかというか、どういう類型に分けているかということにもかなりかかわってくるので、結構ケース・バイ・ケースで難しい問題だなという側面もあるのですが、問題の領域によって、やはりちょっと違うのだらうなと思っていますのです。例えば強制労働の場合は、強制労働というのはそんなに例はないと思いますけれども、処罰の威嚇をもって、意に反して労働させることなので、最も原始的には何の契約関係もないわけなのです。契約関係がないこともないかもしれないけれども、それは請負の形式にしているからといって、強制労働があってもいいということには多分ならなくて、それが強制労働でないということにもならないのではないかという気がしていて、多分、現地国法制の書き方にもよるのですが、そういうことになると、直接雇用ということに限って現地国法制の遵守状況をみるということになると、現地国法制からも狭まってしまうし、一般的な強制労働の発想からも狭まってしまうというようなことが問題によっては起きるのではないかなと思っています、同



じようなことは児童労働でもあるし、差別についても、一般的に差別を禁止する法令だったりする場合がありますので、そういう問題もちょっと起こり得るなと思っていて、私としては結構気になっているところなのです。

それで、直接というところについても、それはもちろんプロジェクトに関係する労働関係を、中間者がいたら全然関係ないということにするのはどうかという疑問が私にはありますけれども、ほかの IFCとか、ほかの国際機関とかの基準をみたとしても、直接雇用していない者については1ランクちょっと違った規定を置いていたりもするし、類型もいろいろだし、事業者とか借り受け人のレバレッジのきく、きかないというのもいろいろあると思うので、直接というところは影響力の及ぶ範囲がいろいろなので、影響力がかなり強いものについては、ガイドライン上は労働・安全環境となっているものだから、必要に応じて多少はみるということに多分なっていくのだろうなと思うので、直接というところは、チェックリスト上、そうなるのはしょうがないのかなと思っているのですが、雇用する者というのは、プロジェクトで使用する者とか、もう少し幅広い概念にならないものなのだろうかなというのは疑問として感じています。

【司会】

ありがとうございました。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

鈴木先生、大変貴重なご意見をありがとうございました。先ほどから大学の先生と弁護士の先生に怒られて、私はほとほとつらいところでございますが、この点、先生のご懸念はごもっともということで、私どもはずぶの素人でございます さっき素人ではないといったのか。この辺は、ワーディングのところを専門の方からいわれると、自分の国語というか、認識能力のなさを痛感しますが、要すれば、事業者が責任をもって、ここの中で規定している労働・安全環境 労働環境ですよね。責任をもてる範囲はどこなのかというところで、つたない言葉の範囲として雇用する労働者、あるいは直接と雇用は確かにちょっとダブリがあると。間接というの、一般に委託や請負の人は入らないよねというところ。あるいは雇用というの、逆に雇用していない人には責任がもてないよねというブリミティブなところから入っているので、別にタコ部屋を容認しているような意識はない。むしろ、この点、もう餅は餅屋でございますので、先ほどはプロジェクトに使用するとい

う非常にやわらかい言葉だったのですけれども、私どももっている認識、そこ以上は、請負とか委託、あるいはそれ以外の形で、雇用されない人まで労働のところが入り切らないよねと。これは IFCパフォーマンススタンダード適用案件 プロファイ案件は別なのですけれども、一般的な案件の中では、これ以上、実務上難しいよねということは鈴木様のほうもご理解いただけると思いますので、切なるお願いとして、ここの部分、ご提案者として、ぴたっとはまるワードをいただければ、それをベースにして私どもも考えたいなというところがございます。

【司会】

ありがとうございました。藤井さん、お願いします。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

今、ここの直接事業者が雇用するという、たしか私の記憶ですと、これの論点整理のときに、ここに来ている労働者というのはどういったところですかといったら、これは直接雇用、あるいは請負の方ですというような議論がなされたというように記憶しております。ですから、それをもとにしてこれが出てきたのだろうなと思っているので、ここでまた異論が出てきて、議論がまたもとに戻るのかな、不思議だなと思って、今みているところです。かといって、今おっしゃったように、コントラクターが外国人の労働者とかを連れて、現地で建設することもありますけれども、そういったところまで網をかぶせられるのも、またちょっと困るなと思っています。

【司会】

ありがとうございます。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

誤解がないように申し上げておくのでも、今やっているのは範囲を広げるということではなくて、恐らく藤井様以下、ご理解されているとおり、労働のところは請負すら入りません。コントラクターではありません。事業者が雇用する者という点においては、鈴木様と私のほうの、あるいはほかの方の認識はずれていない。ただ、安全環境のところは、作業場の中で別に色はつけられないですよ。その中は広いのだと。それは違うの

だということで、労働関係のところでは、あくまで前回の議論に即してご提案者も私どものほうも答弁しているということで、そこは問題ないかと。ご懸念のところは当たらないかと思います。

【司会】

ありがとうございました。ほかにご意見ございますでしょうか。鈴木さん、どうぞ。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

今のところなのですが、ワーディングの問題。やや細かい話になってくるのですが、IFCのパフォーマンススタンダードの場合は、インプロイワーカーとノンインプロイワーカーというのがあって、ノンインプロイワーカーとはどういう日本語で訳したらいいのかなというのもよくわからないのですが、定義をみると、ノンインプロイワーカーのほうには間にコントラクターがいて、コントラクターが労働者を連れてくるような場合も入っているのですが、事業者が直接雇用 純粋な雇用とは違う形態で労働者を使っている場合というのがノンインプロイワーカーに入っているのだと思うのです。ダイレクト何とかかんとか書いてありますから。

なので、要するに、雇用といったときに、雇用がどういうものまで含むのかというのは現地国法制によってちょっと違っていたりするし、日本の場合でも、事業者は雇用ではないというけれども、実態としては雇用だよなということで、行政機関の監督官庁とか裁判所とかが雇用だと認定する場合というのがあったりとかして、雇用かどうかというのを、雇用というように文言を入れてしまうと、これは雇用ではないという抜け道を、実態としては雇用なのにいわれるとか、あるいはその定義をめぐってすごく争いになるとか、そういうことになりそうだなと思っていて、もう少しふわっとしておいたほうがいいような気はしているのです。実際問題として、団結権と団体交渉についてはかちっと雇用にして、現地国法制で一応それが認められているものというふうで枠をつくるしかないかなと私も考えていて思ったのですが、強制労働とか児童労働とかは、その問題においては労働者ということの定義もかなり幅広にとらえられていることが一般的なので、そういうこともあり、雇用という言葉が入るのはどうなのだろうかと。直接使われるというところは、そこで枠にするしかないかなと私も思っています。

前回の議論のときとちょっと違うではないかといわれるのですが、前回のときは、

労働というカテゴリーをそもそも入れるのかどうかというところから始まっていて、それで、例えば直接雇用というのはどうですかねといったときに、私は、労働環境などはそういうことにはならないのではないですかという提起を申し上げて、個別のカテゴリーごとに全部議論しませんでした。私は、それはまた改訂の方向性が出てきてから議論しましょうという認識でありました。

【司会】

ありがとうございました。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

きのう、鈴木様はいらっしゃらなかったもので、ちょっと。最初のところでワーディングのところに入ってしまうと、次にやるところですし、議事も押していますし、大きく見解の相違がなければ、あとは私どものほうに任せていただいて。素人的に1つわかったのは、直接雇用する者を抜けばいいのだなと。当該プロジェクトに係り事業者は当該国労働法令を遵守しているかということなのだと思います。そうすれば、強制労働ということも、してはいけないことをしていないかということですし、雇用の差別も労働者の話で個々の事案の話になりますから、基本的には法令の遵守をしているかどうかということあたりを軸にしてまとめさせていただきます。

追加論点3のほうはいかがでしょうか。

【司会】

ご意見ございますでしょうか。鈴木さん、どうぞ。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

追加論点3は、私のほうとして特段の疑問点というのではないです。1点、最初この提案をみる前に疑問だった、労働・安全環境というと、日本独自の概念ですけれども、日本の場合は、事故などを労働安全とって、職業病とか、職業病ではなくても一般の病気でも、病気の蔓延とかそういう問題について労働衛生といたりするものだから、労働安全という言葉を見ると、社労士の方とか、労働問題にかかわっている方からみると、衛生の問題はどこに行ったのかなというように疑問に思ったりする向きもあるかもしれないなと思っ

たのですが、もともと今も入っているのですけれども、HIVのことまで含めて入っていませんから、チェックリスト上は明確ですので、私はこれでいいかなと思っています。

【司会】

ありがとうございました。そうしましたら、22番と追加3につきましてはこれでということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 そのようにしたいと思います。

それで、先ほどNEXIからもそろそろ休憩というような話もちょっとあったので、今後の進め方につきましてご相談です。次が20番、非自発的住民移転ということになりますけれども、ここで一たん休憩を挟むか、それとも続けるかということになります。 JBIC/NEXI、いかがでしょうか。 JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

可能であれば、ここで1回休憩を入れたいと思います。

【司会】

ご出席の方々、いかがでしょうか。 ということですので、これで一たん休憩をとらせていただきます。今、私の時計で手元、3時10分ぐらいとなっております、3時25分再開ということですのでよろしくお願いいたします。

(休憩)

【司会】

それでは、時間になりましたので、本日の議論を再開させていただきたいと思います。

20番の非自発的住民移転からとなりますが、よろしくお願いいたします。では、NEXIからお願いいたします。

【日本貿易保険 稲川】

20番、非自発的住民移転につきましては枝番で7つございますけれども、一個一個項目を分けて、趣旨説明も分けて議論したいと思います。念のために総括表のほうの2ページ、ちょうど真ん中から下で20の から があります。あえて総論として申し上げるなら、基

本的にはこの改訂ニーズのところについて、世銀の規定している内容の明確化という観点から、7つのうち5つのところに改訂ニーズを認めております一方、審議の中でもある程度コンセンサスがありますとおり、国際援助機関としての世銀と私ども JBIC/NEXI のなりわい、またかかわり方ということが異なる観点から、言葉としては緩和とか、一言で書くちょっと抽象的なのでございますが、現実に我々の実務に即した、事業に即した形での規定化ということで、全体としてはそのようなコンセプトでまとめさせていただきました。

それでは、テキストのほうの12ページ、20 1、再取得価格による補償ということですが、右の欄の1の改訂の方向性ということにつきまして、再取得価格による補償という概念について、キーワードとして改訂ニーズを認識します一方、ガイドラインとしての十分な実効性ある形での規定化について、以下のポイントに関する検討を行った上で、より具体的な改訂案文につなげておりますということで、以下の3点。これは前回も議論したとおりでございますけれども、必ずしも再取得価格による補償ということが当該国の中で法令上定められていない。つまり、法令は満たしつつも、その形をとっていない場合があります。2点目として、JBIC/NEXI の環境審査の段階で移転及び補償が完了しており、事後遡及が困難な場合。また3点目として、フォローアップとして位置づけられる追加的措置の融資の確保というのが、一律に確保することは難しいと。これは提案原文に対して、どれだけの努力をしても、必ずしもできない場合があるということで、ここのところの(1)、(2)、(3)を個々に論じるというよりは、一言で申し上げれば、再取得価格による補償というところに、例えば再取得価格による補償を原則とした十分な補償とか、現行の条文は十分な補償ということですが、再取得価格を原則とか、再取得価格に基づくべきとか、何らかのデビエーション、概念としてのデビエーションを入れさせていただくという方向で、文案の時点で、今後の改訂案の中で議論させていただくということによろしいでしょうかということで、ご異論あれば、あるいはコメントがあればいただいて、次に進めたいと思うのですけれども、ご意見のほうを伺いたいと思います。

【司会】

では、福田さん、お願いいたします。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

2時間黙っていたのは久しぶりだなと思って、そんなことどうでもいいですが、いただ

いた改訂の方向性についてですが、基本的にはこの線で改訂していただければというように、提案した NGOとしても考えております。

JBIC/NEXIが機関としての性質から対応すべき場合と。原則としては再取得価格によるのだが、なかなか難しい場合というのが(1)から(3)に上げられておまして、これらについても原則として書かれている内容についてはそうだろうと。例えば土地の補償を行うというのはちょっと違うよねと。これはあくまで金銭補償におけるバリエーションの問題なので、ちょっと違うよねと。あるいは、もう既に移転が終わっている場合はまた違う対応が必要だよなといった点については、もう既にこの場でも出ていますし、合意できる内容かなと思っております。

1点だけコメントさせていただきたいのは、(1)の中にある、移転後の生計支援を含めて生計回復を計画している場合という点についてであります。これは、私たちも既にコンサルテーション会合の場でも申し上げましたが、財産が失われる場合に、その財産に対してどのような補償がなされるのかという問題と、それによって生計に影響がある場合に、その生計を回復するために行う支援策というものは概念としては別のものですし、別のものとしてそれぞれきちんとなされているかということを確認すべきだろうと思っていましたので、生計支援策を含めて、合わせわざで十分な補償といえるでしょうということにはならないのかなと考えているところはあります。

あとは、改訂の文言の問題だということですので、それはまたいずれ、今後、文言を詰めていく中で議論させていただければと思います。恐らく土地の補償とかの問題はありますので、金銭補償を行う際にはみたいな文言は1つ考えられる文言かなと考えているということは付言しておきます。

この点については以上です。

【司会】

ありがとうございました。ほかにご意見ございますでしょうか。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

福田様、ありがとうございました。ご提案のあった文言、金銭補償を行う場合には、こういったものも踏まえつつ文案に入ると。1点申し上げると、生計支援とは区分すべしということについてはおっしゃるとおりかと思えます。私どものほうも、ここに主眼を置いて

てというか、ここを主たるエクスキューズにしているということではないのですけれども、恐らくここで書いていることは、こういうのは例外としてオーケーなのだよねという承認をとっているというよりは、もう少し限界例として、例えば1つの事例ではないのですが、主に農業をやっていた人たちがいます。そのところにサイトがあったことによって、この人たちが近隣に住宅で移りました。工場労働者になりました。この人たちもそれを望んだと。農業ではなくて、こっちのほうが所得が 蓋然性ではなくて給与ですから、上がるのだろうなど。そういったときに、農業のものの土地の補償は当然あるのでしょうかけれども、その中で若干線引きというか、そういうところがあいまいになるような例はあり得るのかなど。ただ、そこが余りあるというか、そういった中のときに、どこまで突き詰めるのか。基本的には、失った土地のお金は払うのだろうねというのがしかりだと思う。余りいい例ではないのですけれども、相手側の理屈としてはあり得るなということでちょっと例示させていただいたにすぎないということでご理解いただければということで、ほかになければ20 2に移りたいと思いますが。

【司会】

ありがとうございました。では、ほかにご意見なければ次に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。 では、次に移るということで、NEXI、お願いいたします。

【日本貿易保険 稲川】

20 2、事前の補償ということでございます。事前の補償については、改訂のニーズを認識します。具体的な改訂内容として、現行のところでは、ちょっと長くなりますが読みます。「非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、プロジェクト実施主体者等により、十分な補償 十分な補償のところは先ほど申したとおり何らかの文言が追加になりますが が原則移転より事前に」、ここが1つ目。それから、「十分な支援が適切な時期 適切な時期は現行条文どおりですが に、おのおの与えられなければならない」という形で提案したいと思います。

【司会】

ありがとうございました。この件につきましてご意見のほういかがでしょうか。特にご意見ないということであれば次に移らせていただきますが、よろしいでしょうか。 で



は、続けてNEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

次、テキストの13ページ、20 3、移転・補償合意文書でございます。本論点については、提案内容自体への改訂ニーズは認識されませんでしたということで、その認識につきましては下段3ポツのところにありますので、お目通しください。ただし、移転の対象者が移転及び補償の内容を十分理解した上で合意すべきとのご提案の趣旨については認めるところがありますが、それについてはこの後述ベます論点20 4、5、6の改訂ニーズを検討する中で、私ども、具体的には提案内容を設けておりますので、そこの中をもって満たされていくというご提案をさせていただきます。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。ご意見のほうはいかがでしょうか。波多江さん、お願いします。

【FoE Japan 波多江さん】

この論点20 3について、私たちの提案の趣旨である、補償対象者、移転対象者が内容を確認できるよう、理解できるようにという趣旨を非常に酌んでいただいて、配慮していただいて、論点20 4、5、6に反映していただいたということは重々理解しておりまして、その点は配慮いただいているということで感謝をしております。感謝をしていると申し上げた上で、1点だけ申し上げたいことがございます。

20 4は、またこの後にご説明があるかと思うのですが、20 4、5で上げられております住民移転計画、RAPのほうでカバーされない、例えば補償対象者個々人の補償内容、例えばインベントリーリストなどに載ってくる、主には再取得価格による補償の中で上げられているような金銭補償の場合のインベントリーリスト、その方のもっていらっしゃる木々の補償が幾らになりますというような、本当に個々の補償内容については十分理解した上でということが、恐らくガイドラインで落ちてきてしまうのであろうという点を1つ懸念しております。

もう1つ、そういった点、個々の補償内容ということが十分理解されない上で補償がず

っと進んでいった中で、もし不平があった場合に、また20 6と少しかかわってきますけれども、苦情処理申し立てをしたときに、中立的な苦情処理機関が設置されることが難しい中で、自分が幾らもらうことになっていたというようなことをやはり客観的にも把握できるような手段、方法が残されているというか、確保されていることが問題の解決には重要なのではないかと思うわけです。

そうした観点から、非常に細かいとおっしゃられるかもしれませんが、例えば補償にかかわる情報文書の手交といったような文言もガイドラインの中で含めていただくようなことを検討していただけないかというようなことを思っております。

【司会】

ありがとうございました。ほかにご意見ございませんでしょうか。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

波多江様、どうもありがとうございました。このところは細かいから書く、細かいから書かないという観点で私たちは判断していない。先進性というところを世銀に肩を並べ、機会あれば世銀よりも先進的というようないクエストも一方である、このガイドラインにおいて、ガイドラインとは何ぞやというところを考えたときに、マナーブックではないのだと。やはりここにおいては、基本的にはポリシー的なところが高らかにうたわれているということこそが、先進性ということを非常に大事にされる方のお気持ちにかなった格調高いものが生まれていくのかな。私ども、そればかりでつくっているわけではないですけども、そういう方のニーズにこたえていくのかなと。例えば他機関にみせたときに、できていない事例があるからということなのですけども、ルールブックとして一番詳しい世銀の中にも書かれていないこうした内容というのは、強いていえば、できて当たり前ということではなくて、ほかの各項を読めば、手交するかどうかというところは本質ではないということなのです。国によっては、一括縦覧みたいな国は間違いなくあるわけです。それが問題なのかというと、縦覧したものを決して二度とみせないみたいな問題があれば、そこに問題があるのであって、手交したかしないかというところが問題ではない。そこは議論の最初のところで申したとおり、外形的な結論のところすべての問題のところを求めていくというのは、問題が非常に矮小化されていると。むしろ、情報公開の個々の情報公開協議といったプロセスの中で十分理解というところを一つ一つの事実関係から判断し

ていくところに今次の改訂のポイント、あるいは実施状況の中で問われて、JBICさんの言葉をかりるなら、私どもがぴかぴかにやっていたとっているところはまさにそこにありますので、そこら辺を踏まえれば、手交というところにこだわる必要はないのではないかと。私たちとしては、今のご提案というのはパフォーマンスの中で十分反映できるということで、改訂の必要はないのではないかと考えるところです。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【FoE Japan 波多江さん】

稲川さん、ありがとうございます。私たちのご提案も非常にご理解いただいておりますし、やはり個々の対象者も補償内容を十分に理解していなければならないというところが一番重要であるという点は、恐らく共通認識になっているのだろうということがあります。さりながら、やはりガバナンスの弱い場所、政府というか国での事業ですとか、汚職のある社会などで、私たちがこれまで多くみてきた補償内容にかかわる問題を解決していくためには、本当にどのようにしていけばいいのかということを私たちも非常に頭をひねって考えて、そして1つあるとすれば、こうした情報文書の手交であろうと思ひまして提案しております。

金銭補償などの支払いの場面で、幾ら払った、払わないとか、そういう問題が起こるときに、こうした被害を受けやすいのが、地元で例えばローカルポリティックスのメインストリームにいない方々ですとか、社会的弱者の人であったりとか、そういう方々であると。そういう方々が泣き寝入りしないようなシステムというか、そういったものにぜひ取り組めていけたらと思っているのですが、ガイドラインの中でやはりこうした観点をどうにか入れていただけないかと思っております。

手交という文言が無理というか、そぐわないのであれば、恐らく資産に対する補償のところにかかわってくる問題なのであると思っておりますので、例えば再取得価格による補償についてお書きになられるところでもう一点、十分に理解した上での合意なり、補償対象者に十分説明するというような文言を入れていただくなり、そのようなこともお考えいただけないかなと思っております。

【司会】

ありがとうございました。ほかに。田辺さん、どうぞ。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

ここのポイントは恐らく、実施する側と補償を受け取る側の、一義的にはその関係での合意がなかったか。それは置いておいたとして、こういったものを補償しますという内容の理解を2者間ですると。その理解がもし異なっていた場合に、どちらが正しいのかどうかということを経第三者がわかるということが重要でして、多分、説明をするかどうかという点は、もちろんこの項目以外でも十分にやっていくということだと思っております。だから、それは説明をするかどうかというところで、するのでいいですという話ではないのかなと思います。

【司会】

ありがとうございました。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

波多江様、田辺様の意見を聞いている中で、多分この中で非常にじっくりこないなというのは、いっている問題と落ちとしての文言のところは全然因果の担保になっていないのだと。例えばその国の汚職とかガバナンスの問題というところが紙1枚渡したら直るのかということ、そのような世界が随所にあるのかどうか存じませんが、仮にそのような腐敗し切った世界があれば、そんな紙ペラ1枚で解決されない、もっと根の深い問題ですし、そこは私どもの環境社会配慮確認の世界なのだろうかということもちょっとあると思います。皆さんのほうから現地と触れ合うことで問題意識が非常に高いことはわかるのですけれども、そこは多分、持って行き先が違う。皆様はワイドな視点で考えられて、私たちなどよりよほどこうした問題に直面されているのだと思うのですけれども、そこはちょっと持って行く先が違うかなということなのです。

あと、田辺様のいっていたところのポイントはそうなのでしょう。違いをみていくのだということはその通りです。それ自体を否定するものではないのですけれども、そこが多分、世銀の中でも、あるいは私たちの中でも、うまくいえないのですが、そこは余り念頭にないということではないのですけれども、その辺も含めて、苦情処理メカニズムの

ところでの個々の話なのかなというところはあると思うのです。紙が全くなかった。紙があっても恐らくそういう問題は起きるのでしょうし、あってもなくても恐らく見解の相違というのは、あつたらなくなるというものでないでしょうし、なくても起きないこともあるという中では、結局、個別の事案の中でこれを判断していかなければいけないのだなと。その中で、解決が非常に困難な問題になれば、当該国の中において恐らく仕法の問題になってしまうなり、あるいはこれは極端な例ですけれども、異議申し立ての世界に入っていくのだらうと。

そのときに何らの紙も用意しないで説明を果たしたという主張が、むしろそれは説明を受けた人が証拠をもっていないことが不利なのではなくて、そうした形で説明責任を尽くしていない相手側 払った側ですかね。そちらのほうの不利益となって最終的には返ってくるのではないかと思うところですし、そこを規定してしまうと、結局のところ、何かを手渡すということを規定してしまったときに、要するに多様なやり方がある中で、何かを渡す。では、渡していなかったときに、そのところをつくりなさいとか、このように渡さなければだめではないかというところになるわけです。ここはよく理解していただきたいのだけれども、ガイドラインの中で書いてあることというのは、一律強行に守らないとだめよと。守らないと保険や融資がつかないよというような条件ですから、そのところに手交というものを並べていくことが非常にわからない。

結論として、ここのは無理ですよという、変な話、世銀でなぜ規定していないのかということも説明がついていませんし、そういったところは通ったところだけれども、そこは出てきて……。ガイドラインの一個一個の文言というのは、何か書けばいいでしょうというような性質のものではありませんので、ここのはご趣旨は承りつつも、落ちとしてのそこは初めのところから通して説得力を欠いているなというところがございます。

ここのは、そのほかよろしければ次に進みたいと思うのですけれども。

【司会】

ありがとうございました。清水さん、どうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

時間が迫っている中、このタイミングで発言するのは気が引けるのですが、あえて申

させていただきますと、今の議論の中で、ガイドラインにマナーのところまで書くのかというお話もそのとおりかなと思うわけですが、やはり一方で気になるのが、RAPで書かれるような補償政策全般に係るような情報については、ガイドラインできちんと読めば、きちんと読まなくても書かれているということがわかる一方で、やはり抜け落ちているのが個々の補償内容がきちんと説明されているかというところだと思います。ガイドラインで本文で書くのが難しいというのもわかりますし、例えば環境チェックリストの住民移転のところ、移転する住民に対し移転前に移転補償に関する適切な説明が行われるかというようなチェック事項がございますけれども、ここに、移転補償に関する全般的な政策及び個々の補償の内容が適切に行われているかどうかというような趣旨を書くという方法もあるかと思ったのですが、いかがでしょうか。

【司会】

ありがとうございました。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

清水さん、どうもコメントをありがとうございました。結局こういうことになってしまうのだなという、多分最初から私が20の論点全般でいっていたのは、最初にいったとおり、世銀の中のポリシー的なところを明確にして、私どもが国際基準になるべく適合、あるいはここで明確に書いているということは、それ以上に近づくという形で書いている中で、世銀に書いていないところをいう以上は、それがなぜ必要なのか、あるいは逆説的に聞けば、世銀ではなぜそこを規定しなくても成り立っているのかというところをまず考えないと、どこに入れるのか、何を書くかというところは、今、多分 もうちょっと長く考えれば その場に出てくるような文言ではないと私は思うのです。そのところは、この審議を行ってから時間が十分あったけれども、結局、書く場所とか書く内容が変わっただけで、なぜそれが必要なのかというところ、なぜ世銀には書いていないのかというところが、私にご説明の中ではわからなかったもので、このところは入れられないと。あるいは今後をみていく中で、何をみていたのですかというような観点なのであれば、私どもも今後、実施状況を努めていく中でそうした点は留意しますし、留意するというのは、そうしたところはそういうご懸念が一般の方の中にあるということは踏まえて確認に努めるのですけれども、それはガイドラインに書くということとは全く別であると。チェックリ

ストならいいというものではないということでございますので、ご理解いただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。ほかにご意見いかがでしょうか。ご意見ないということであれば、次の20 4のほうに進ませていただきますが、よろしいでしょうか。 NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

20 4、住民移転計画。この論点については改訂ニーズを認識します。具体的な改訂ニーズとして、非自発的住民移転に係るガイドライン、JBICさんでいう2部のところに、アスタリスクで下のほうになるのですけれども、まず1項目追加いたします。具体的には、「大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合 これは多分対策を講じるというのがほかのところの文章にあるというのが念頭ですけれども には、上記にいう『対策』が住民移転計画書という形で作成されなければならない」と。詳細別紙参照ということなのですけれども、きょうは別紙も用意せず申しわけないのですが、これは前回議論したようなところで、大ざっぱにいうと、世銀のOP4.12の中で住民移転計画書のコンテンツとなるものが各条の中にちりばめられているのですが、そこを箇条書きにして、ちょうど現行のガイドラインにおける EIAですとかの中での書き方、別紙の書き方と同じようなものを改訂案の中ではご用意させていただいて、ここの中にこれも入っているよとか、この訳語がおかしいよといったあたりは改訂案の中でご意見いただければと思っております。移転計画書の必要なコンテンツというものは別紙で用意するということでございます。

ここは以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

大きな方針といたしましては、もちろん異論はないのですが、文言についてはまたコメントさせていただく機会があるということで、そのときにしたいと思えます。

1点だけ今気がついたのでありますが、この「上記にいう『対策』が住民移転計画書という形で作成されなければならない」、基本的にはそういうことなのだと思うのですが、住民移転計画書の内容の大きな構成要素として、やはり影響評価的な部分もあると思っているのです。もちろん大筋ではこういうことなのだろうと思うのですが、そこら辺も加味した文言もあり得るのかなと思って、今、具体的な対案があるとか、そういうことではないのですが、またコメントさせていただければと思っております。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

満田さん、ご意見ありがとうございました。このところはもっともな話というところで、あともう1つは、これは恐らく住民移転計画書のコンテンツを抜き書きすること自体が他の論点、EIAとか先住民の計画書と違って、世銀自体も別表というよりは逐条で条文を書いているものを表に起こしていくということで、これは案外簡単なようで難しく、今いったような概念的なものが一語漏れると抜けてしまうとか、この辺は結構慎重に、私たちのほうも今いったようなところはごもっともなことだと思いますので、こうしたものになるべく盛り込まれる。ただ、トゥーマッチに盛り込んでしまうと、かえってみづらいということもありますので、平明かつ十分な受け皿となるようなものをご用意させていただきます。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。特にご意見ないということであれば、続けまして20 5に移らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。 NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

20 5は情報公開と協議というタイトルになっております。ご提案の内容について改訂ニーズを認識し、具体的には以下の条文ということで、実はここが新しく非自発的住民移



転に加える項目で、ちょっと長文なのですがけれども、前半のところは先ほど20 4で述べたように、住民移転計画書が作成されねばならないというくだりに続けて、「住民移転計画書は移転住民等の当該地域のステークホルダーに対して公開され、これに基づく協議が行われるべきである。協議に際しては、住民移転計画書の内容が移転住民等の当該地域のステークホルダーに十分理解できるよう説明されるべきである」という案をご用意いたしました。コメントをいただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

大筋において全く異論はございません。よく考えられた文章だと考えております。その上で、住民移転計画書の協議のタイミングなのですが、これはこの文言上も恐らくかっちりしたものができる前の策定段階からというように読めるのですが、一言、早期の段階からというような文言をつけ加えていただければと考えております。

それから、住民移転計画書の言語と様式についてなのですが、やはり世銀にもありますように、地域住民等が理解できる言語と様式というような文言を追加することを検討していただければと思います。これも文言上の話なので、具体的にまたコメントさせていただければと考えております。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。ほかにご意見のほういかがでしょうか。どうぞ。

【宮淵さん】

今の件で、大変よく練られた文面になっていると思います。ただ、前から私はいっておりますけれども、知らぬ社会の場合には、これをmustにしてしまうとちょっときついということで、「べきである」という形にしておりますので、それはそのように読めるかなと思います。そういった意味で、余りリジッドにしないほうがいいのではないかと思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

今の宮淵さんとは全く逆のコメントなのですが、その前に「べきである」という表現について、実は現行のガイドラインではほかでみられない表現で、基本的には「ねばならない」という形で書いてあるわけですが、「べきである」と提案されていることについて、何か特別な意図をおもちでこのように使い分けておられるのかどうなのかということについて先に確認させていただいたほうがいいのかと思っています。

先ほど来、例えば事前の補償であるとか再取得価格による補償のところ、原則という言葉をつけるのはどうかというような話が議論されていて、その中では、こういう場合は難しいよねと。それは JBIC/NEXIの機関としての性質上、あるいは関与のタイミング上、こういう場合は難しいよねという議論がある中でそういったものが提案されてきたのですが、ここでこの点について「べきである」というようなことが提案されているのはどうしてなのかということ議論させていただきたいと思いますが、このタイミングがいいのか、あるいは今後、具体的に改訂案の段階というのがいいのかよくわかりませんが、ひとまずこの「べきである」という表現について、どういう意図でここをご利用いただいたのかということをご説明願えればと思います。

【司会】

NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

幾つかご意見をいただきました。さかのぼって答えたいと思います。

まず福田様から問われた「べきである」というところなのですが、端的にいえば、「ねばならない」との差別化というところを意図したものではない。ただ、私たちのほうもこの辺、文言の練りが足りないという中で、この言葉が適切かどうかということは別に、全般的にガイドラインの言葉、あるいは英語版というものもある中において、これ

は別の人のときにもあったのですけれども、「ねばならない」と「べきである」、あるいは「必要である」とか、そういうところは人の主観で随分使われているところがあるのかなと。その意味では、それが1つある。

もう1つは、今回、割とこういう世銀からの援用というか、そういうものを入れていっている、あるいはその中にデビエーションを入れていっているという中で、全く個人的にはそういうことであると、「ねばならない」と「べきである」の中に、「ねばならない」のほうが恐らく英語の語感としてより強いもの、どこに何を置くかは別にして、仮に「べきである」にshouldを置いたときにおいて、「ねばならない」がmustになるような語感の違いがある。個人的にはここのすべての文章において、原則というのは、実は文言の以前に、第2部については原則というところが入っていることを考えると、趣旨として「べきである」という言葉のほうが適切なのかなと。個人的な語感の印象はありますが、ここはご意見を踏まえて、統一するなり、分けるなら明確に趣旨を示すなりという形でご説明できればと思っております。

次に、そこは逆に、どういう文言にしていっていいのだろうかというところなのですけれども、言語と様式のほうから入りたいと思います。言語と様式というところは、私たちも非常に悩んだところなのです。世銀に言語と様式とはっきり書いてある。ということで、私は「十分理解できるよう」という形に置きかえているというところが、どこまで言語というところは配慮したらいいのだろうか。どこまで配慮できるのだろうかというところなのです。要するに、社会的な弱者の中には、だけではないですけれども、文字の読めない方というのはそもそもいらっしゃる。あるいは、ちょっと失礼な言い方なのかもしれないけれども、なかなか紙のものを渡されてつらつらと 住民移転計画書は長いわけです。なじみのない言葉だってあるわけです。そういうものがなかなか理解できない人たちというのはいらっしゃる。むしろ、それはそうした方への配慮が大事なので、通り一遍に、言語、様式、うちの国はこれです、こういう規定なのですとってばさっと渡すことがチェックのポイントなのか。むしろ、そこは本当にこの人たちが理解できているのだろうか。例えば説明として口頭でやりました。漫画を書いて渡しました。これは実例があるらしいのですけれども、そういうものがむしろ開発援助の中では評価されているというようにも仄聞しております。

そうしたものも含めて考えたときに、私たちのガイドライン、これは事後があり得ることなのですからけれども、例えば全く理解できていなかったというのは別にして、後で

調べたら 族には 族ではなくてもいいのです、何か……。主流の言語で大體わかっているのだけれども、マイノリティーの言語があつて、実はみんな両方わかっているのだが、マイノリティーの言語のほうが、2つバージョンがつくらせていませんでしたというところでぼんと取り上げられて、マイノリティーのバージョンで全文つくってくださいよというところに果たしてどういう意味があるのか。文言で書いてしまうとそこだけとらえられて、ガイドライン班ですとか、そういうところはあるわけで、そこは私は、逆に宮淵さんの肩をもつわけではないのですけれども、そうした部分まで考えて、あえて言語と様式という部分は「十分理解できるよう」という形に置きかえさせていただいたと。

あと、早期の段階からというところ、ここは非常に難しいと。難しいというのは、趣旨はそのとおりなのですが、早期というのは具体的にいつぐらいなのだといわれても困ってしまうし、戻れないのです。趣旨はすごくわかるし、多分JICAさんなどで書くといのだからというのはわかるわけです。彼らは日程がコントロールできる。私たちのときに

常識でわかりますよね。1日前に公開して、次の日協議で終えましたなどと、よく私たちがこの会合でやって怒られるところですが、これは何となくいけないなというのがあるが、では1週間ならいいの、1ヵ月ならいいのというところはわかりませんし、今さらさかのぼって1ヵ月前にタイムマシーンで戻ってというのができない中で、早期にこののをに入れてしまうと、多分、努力目標みたいになってしまうわけです。そこはなかなか難しいなと。

また、満田さんもお気持ちとしていわれたところで、またよいお知恵があればご提案いただければということで、ひとまず進めたいと思います。

#### 【司会】

ありがとうございました。満田さん、どうぞ。

#### 【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

恐らくそういわれるだろうなと思って提案してみたところなのですが、ただ、コメントを受け付けてくださるというようなことですので、具体的にコメントさせていただきたいと思います。

確かにおっしゃる点はあるかと思います。言語については、おっしゃったようなケースもあるのですが、私たちとしてはそこまで 例えば被影響住民が10部族ぐらいにわた

っていて、それがすべて各言語に翻訳されていなければならないとか、そういう極端なことは想定しておりませんで、もう少し、例えばインドネシアの案件なのに、住民移転計画がなぜか英語でつくられており、主たるターゲットである住民の方が理解できないような文章であるというようなことはいけないのではないかと。そういう問題認識なのです。こちら辺は文言の話になりますので、また具体的にはコメントさせていただければと思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。ほかにご意見はありますでしょうか。よろしければ次の20-6に行きたいと思います。では、NEXIからよろしくお願いいたします。

【日本貿易保険 稲川】

20-6、テキスト15ページは苦情処理メカニズムに関するところです。この論点については改訂ニーズを認識し、具体的な内容といたしまして第3項の中に加筆する形になっております。もともとの文章としては、「非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティーの適切な参加が促進されていなければならない。」「また」からが加筆した文章です。「また、移転対象住民及び移転関係コミュニティーからの苦情の受け付け・対応が可能なメカニズムが設置されるべきである」。これが私どものほうの提案でございますので、ご意見をいただければと存じます。

【司会】

ありがとうございました。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

この点については、ご提案について大きな異論はございません。我々の提案をこのような形で検討していただきありがとうございます。

これもまた文言レベルの問題で、恐らく今後、実際に改訂案というものを作成される過程でということになるかと思うのですが、移転住民とか影響を受ける人々というものについての表現ぶりが、実は若干揺れているのです。現在のガイドラインは、影響を受ける者

という形、あるいは影響を受ける人々という形で書かれているのですが、いただいている提案だと、移転住民だったり、移転対象住民だったり、移転住民等だったり、いろいろな表現があるのです。この辺、どのくらい整理されて用いらっしやるのかというのが私にはよくわからなかったりするのと、もう1つは、物理的な移転を伴う場合と、そうでない生計手段の喪失にとどまる場合というのがあって、これらを両方含むのか含まないのかとかいった論点、あるいは今回、この論点との関係では移転関係コミュニティとは何だろうとかいうことがいろいろありますので、もしかしたら文言の整理の問題なのかもしれませんが、この辺についても、またこの文案を最終的に改訂案というものにする中で議論させていただければなと思っていますところですよ。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。NEXT、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

福田様、どうもご意見ありがとうございました。コメントのあったところは重々踏まえながら、今ちょうど枝分かれしていて、はっきりいうと、通して仕上がったときのところというのはこれからかなというところがありますので、この辺を重々ベースが世銀でするので、その辺でもそごがないようにということと、私どものガイドラインとしての文言、既存のものを含めたワーディングのところで、誤解というか、平明な理解を妨げるような表現はないように留意したい。

あと、移転関係コミュニティのところは、移転関係というのが関係とあいまいな感じになって、コミュニティが片仮名であるというところを聞いているわけではないですね。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

はい。

【日本貿易保険 稲川】

了解しました。気をつけるように、その辺も考えて文言の作成に努めたいと思います。

よろしければ次の番号にのりたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。ご意見なければ次の20 7に移りたいと思いますが、 20 7では、続きまして20 7ということで、NEXI、お願いいたします。

【日本貿易保険 稲川】

20 7は社会的弱者に対する特別な配慮ということで、この点は改訂ニーズが認識されなかったと。ここはもう議論のおさらいだけでおさまるのかと思うのですが、基本的にこの部分は社会的弱者への配慮というところで包括的に入っているところがございますので、あえて二重規定にするというところの必要性を認めなかったという議論を踏まえての結論になりますので、最後、ご意見、コメントがあればいただきたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。ご意見のほうありましたらよろしく申し上げます。 特にないようですので、20 7につきましてはこれでということでお願いいたします。

司会の鷓木が戻ってまいりましたので、ここで交代させていただきたいと思います。なれない司会で恐縮でございました。ありがとうございました。

【司会】

中座をしまして失礼いたしました。外は大変暑かったです（笑声）。

それでは、続きまして総括表の順番に従いまして、昨日終わりました部分を飛ばしまして、次は23番ということでよろしゅうございますでしょうか。 それでは、NEXI、お願いいたします。

【日本貿易保険 丸山】

原子力関連論点といたしまして、23番から24、25、26と4つの論点がございまして、本日、この4つの論点について順番に審議を進めていきたいと思いますが、前回の反省も踏まえまして、23、24、25、26、それぞれ順番にワン・バイ・ワンでやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まずは23番でございます。セクターの例示のところでございますが、紙でいいますと18ページでございます。私どもの改訂の方向性として、本論点については改訂のニーズを認識いたします。具体的な改訂の内容といたしましては、以下のとおり提案します。原子力発電については、カテゴリーA案件のセクター例示に加えることといたします。また、セクター例示する原子力発電についてのチェックリストを作成いたします。それから、(2)として、核燃料サイクルについては、現在、案件組成の蓋然性に乏しいと認識されるため、セクター例示及びチェックリスト作成は行いません。この私どもの改訂の方向性について異議がある、もしくはこの改訂の方向性に関する事実認識等について間違いがある等の意見がありましたら、まずそれをお伺いいたしまして、その上で、この点についてのコメント、追加的な意見がある場合にお伺いしたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【原子力資料情報室 ワイトさん】

これを改訂するのを提案してくださって、ありがとうございました。コメントは1つだけですけども、核燃料サイクルについて、現在、案件組成の蓋然性に乏しいということにすごく安心しました（笑声）。それ以外に何もいうことはないです。

【司会】

ありがとうございました。論点23番でございますが、ほかにご意見、コメントございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。それではないようでございますので、次の項目をお願いいたします。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 丸山】

それでは、論点24、求められる要件についてでございます。本論点については、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。ただし、原子力案件に係る安全性の確認等については、国による安全確認制度等を所与のものとして今後も確認されることとなります。この枠組みについては、我々としては既に公知のものであるという認識ですが、関係者のさらなる平明な理解及び透明性の一層の確保の観点から、今後、FAQなどにおいて明記するこ



とを検討してまいりたいと思います。今の改訂のニーズ等についてご意見がある方、お願いいたします。

【司会】

ありがとうございます。ただいまご説明のありました24番につきましてご意見、コメント等ございましたらお願いいたします。ワイトさん、どうぞ。

【原子力資料情報室 ワイトさん】

これについても私は特に異論はないのですけれども、言語のことだけですが、できるだけこれは日本語だけではなくて英語でどこかに説明する必要があると思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございます。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 丸山】

ご意見ありがとうございました。英訳についてですが、今、私どもの中で定まったものとはなっていませんが、今現在もガイドライン、それから FAQと英訳されて、ウェブ上、公開されているかと我々は認識しております。今後、改正ガイドラインについても、多分そういう方向になるのかと。ここは我々はまだ認識共有できていませんけれども、多分そういう方向になるかと思えます。

【司会】

では、神崎さん、どうぞ。

【FoE Japan 神崎さん】

私も改訂の FAQに何かしらの記載を載せていただくという方向性で特に異論はないのですが、1つだけお願いをしたいことがありまして、今の国でやられている枠組みについて何かしら書けるのではないかとご検討されていくのだと思いますけれども、その枠組みが公知のものというようになっていますが、実は一般市民からすると知らないこ

となのです。ですので、もしできるのであれば、FAQにこういう枠組みが国にありますという一言だけの説明ではなく、もう少し詳しい説明を載せていただけるようお願いしたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 丸山】

ご意見ありがとうございました。FAQの案文についてはまだ具体的な検討に至っておりません。これについては今後早急に内部で検討し、調整した上で、案をご提示できればと思います。

【司会】

ワイトさん、ございますか。

【原子力資料情報室 ワイトさん】

今、神崎さんがいったとおり。

【司会】

わかりました。ほかにこの24番につきましてご意見、コメント等ございますでしょうか。

それでは、ございませんようですので、次の25番のほうをお願いいたします。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 丸山】

25番でございます。協議と情報公開でございます。本論点については、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。ただし、JBIC/NEXIが情報公開の責任、あるいは説明責任を義務として負えない情報について公開することの実施可能性や実効性、また、その態容などについて議論を継続すべきものと認識しております。

以上です。何かご意見ありましたらよろしくをお願いいたします。

【司会】

満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

方針として異論はございません。 済みません。異論が少しあるかもしれませんが。申しわけありません（笑声）。ある意味、前回の繰り返しになってしまって大変恐縮だなと思いつつ、ちょっと申し述べさせていただきます。

まず、原子力関連プロジェクトの安全性の確保ですとか、放射性廃棄物の適切な管理に関しては、経済産業省がその確認を負い、JBIC/NEXIとしてはその確認を負う立場にないということに関しては理解しました。それを所与として、この場では議論しなければならないということなのだと思います。

その上で申し上げたいのですが、現在の確認体制という意味では、原子力の安全性の問題に関しては経済産業省が行う。そのほかの一般的な環境社会配慮についてはJBIC/NEXIが行う。ただ、この体制で私たちが懸念しているのは、原子力の安全性というかなり重要な部分についての情報公開や住民協議の状況についてはだれが確認を行っているのかというところなのです。JBIC/NEXIさんは通常的环境社会配慮確認の一環としまして、通常的环境社会配慮の情報に関する情報公開や住民協議の確認はするはずだと。ただ、現実問題、そんな切り分けられていないはずだと思っているのです。通常的环境レビューを行えば、必然的にそういった確認も行うことになるのではないですかと。ですから、私たちの最初のご提案といたしましては、このコアとなる原子力の安全性などに係る情報公開や住民協議の状況も確認してくださいよというものだったわけです。これは今も再度ご提案させていただきたいと思います。

その上で、どうしてもそれが無理だ、そういう立場にないということであれば、前のコンサルテーション会合の場で神崎さんがおっしゃったとおり、安全性に関する文書が、国によってはEIAの中に含まれていれば、恐らく問題はないはずなのですが、場合によっては別々に作成されていることもあるわけです。その場合、その文書に関する情報、例えばその文書の有無ですとか、文書の名称ですとか、公開場所などについて情報提供するだけでも随分違ったことになるはずだと考えております。これがこの改訂の方向性でいうのなお書き以下のことなのだと思います。ぜひここについては積極的にご検討いただきたいと思っております。

つけ加えるならば、私たちがこれをなぜここまで重視するのかということなのですが、そういった重要な情報に住民が万が一アクセスできないまま、それを見過ごしにされたまま、融資なり付保が実施されるべきではないと考えておりまして、そういった場合はそれほど多くないのかもしれませんが、ぜひご検討いただければと思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 丸山】

満田さん、ありがとうございました。今のまず最初のほうのお話として、JBIC/NEXIとしてもう一度公開について積極的に考えてほしいというようなお話だったかと思います。これについては前回も議論させていただきましたし、今回はここに書いてあるとおりの理由でございますけれども、結果として我々の判断は、JBIC/NEXIとしては公開できないと。それは原子力の安全の部分について公開できないというスタンスでございます。その中でできることというのをいろいろ考えた結果として、今のご提案をさせていただいているという状況でございます。ただ、今、最後に満田さんのお話の中にあつたのですが、原子力安全性の確認に関する情報の公開を我々が仮にできないとした場合に、せめてJBIC/NEXIとしてできること、前回の会議の中で神崎さんなどからお話があつたことについてできないかというお話なのですけれども、我々としても悩んでいるところが2つあります。

1つは、もちろん原子力の重要性というのは我々自身も認識するところですが、ガイドラインの運用ということを考えれば、セクター横断であると。セクターに差別はないと。原子力にも原子力の特殊性があるだろうし、ほかのセクターでもほかのセクターごとの特殊性というのが当然あって、それぞれ多分重要なのだと思うのです。でも、原子力はやはりやってくれというお話になるかと思う。そこはどのように整理すればいいのだろうかと我々も悩んでいます。

それから、もう1つは、実際何かできることが我々にあるのか。それはまじめに悩んでいるところであります。どういう情報が現地にあるとかいうのを我々はどうやって入手するのか、実際にそれをどうやって確認するのか、それをどうやって公開できるのか等々、悩むところはいっぱいあって、そういった意味で実効性、実施可能性等々も考えていくと、

悩みどころかなと思っております。もしその辺にご意見があればお願いしたいと思います。

【司会】

満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

丸山さん、ありがとうございました。今、2点上げられた点については後ほどコメントさせていただきますが、私たちのした提案の前半部分について、ひょっとしたら誤解があるかもしれないので、念押しさせていただきたいのですが、私たちの最初の提案というのは、要は、原子力関連案件の安全性などに関する現地における情報公開や住民協議の状況について、環境社会配慮レビューの中に含めてほしいというものだったつもりなのです。これについては、今、実効性というようなお話もちらりとありましたが、通常環境レビューを行う一環であれば、普通は確認するものかなとも思っているところではあるのですが、恐らくもう安全性の問題については切り分けていらっしゃるようにも思えたので、殊さら提案させていただいているという次第です。

後半のセクター横断的であるべきガイドラインにどうやってそのセクターの特徴とか特殊性を盛り込むかですとか、それから実効性の問題についての提案が欲しいという点については、済みません。即座によい考えというものが私は浮かばないのですが、ほかによいアイデアがあったらぜひいただきたいのですが、またそれも後ほど提案させていただければと考えております。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。ワイトさん、どうぞ。

【原子力資料情報室 ワイトさん】

情報公開でここに書いてあるぐらいのことを検討し続けてくださることだけ、情報公開、またステークホルダーとの協議の重要性を認識して下さっているというように受けとめますので、それは非常に感謝しています。そして、その重要性を認めて、JBIC/NEXIと経済産業省の責任が分けられているのですけれども、お互いに話さないことはないと思いま

す。だから、前向きに検討すれば、JBIC/NEXIが手に入れる情報もあれば、経済産業省が手に入れる情報もあるだろうと思います。そして、協力的に経済産業省と相談しながら、何が公開されているか確認して、どういう情報、どこにあるか話し合ったら、意外と有意義な情報をステークホルダーなどに紹介できるのではないかと思います。まず前向きに考えることが一番重要だと思います。いろいろな問題を考える前に、何かやりたいということを最初に念頭に置けば、いいアイデアが出るのではないかと思います。しかし、結局、私たちはいろいろ提案するかもしれないけれども、JBIC/NEXIのほうが自分のできるところに気がつくだろうと思いますので、ぜひJBIC/NEXIのアイデアも聞かせていただきたいと思います。私たちも前向きに協力的に有意義な情報がステークホルダー等に行くように考えたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 丸山】

満田さん、ワイトさん、ありがとうございました。今、満田さんの最初のほうのお話で、JBIC/NEXIが環境ガイドラインの中でできることがあるのではないかというものでしたけれども、それは我々のスタンスはクリアでして、原子力セクターを基本的に特別扱いするものではなくて、他のセクターと同じように環境社会配慮の確認は当然実施する。その中で審査するものは審査するし、ということでございます。それ以外の手続について、例えば情報公開、ここでも書いてありますけれども、それは通常の案件と同じように対応していきたいということでございます。

仮にさっきお話の中で、原子力の安全性の確認についての作業はどうか。これは従前からご説明させていただいていますが、基本的に環境社会配慮のガイドラインの枠組みの外でそれを確認する制度ができ上がっている。それは、1つにはIAEAを頂点とする国際的なフォーラムの中で確認がされるようになる。そこに書かれてあることというのは、原子力発電所の安全に関してというのは、基本的には事業実施国の責任ですということで、その中でIAEAの審査基準に沿った形で事業実施国はいろいろ確認されているのだと思います。

それから、我が国の場合は、それに加えて経済産業省が安全確認制度というのを設けて

安全を確認している。したがって、JBIC/NEXIは、経済産業省の安全確認がされたものに融資なり保険付保なりしていくという制度になっている。そういう切り分けでございます。ここについては何ら変わるものがないというか、従前にご答弁させていただいたとおりでございます。

では、その上で我々が今できることは何なのかというのがただし書きで書いてあるところでございますけれども、そのやり方等についてもアイデアがあれば、また紙でいただければと思います。なければただかなくても結構ですし、あればアイデアとして、また1週間とか2週間ぐらいの間にいただければ、我々としては頭を悩ますことができると思います。

それから、ワイトさんのところで経済産業省とのお話などが出ましたけれども、今後とも我々は経済産業省と密接に連携をして、いろいろ作業に努めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

【司会】

ありがとうございました。ほかにこの点につきましてご意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。 それでは、次の26番の論点のほうでお願いいたします。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 丸山】

26番、20ページでございます。第三者機関の設置でございますが、本論点については、十分な改訂ニーズは認識されませんでした。

以上でございます。何かコメントがございましたらお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。この点につきましてご意見、コメント等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。 それでは、特にコメント、ご意見等ございませんようですので、次。もう、一度休憩をとられたということのようでございますので、時間も押しておりますので、このまま続けさせていただきたいと思います。ということで、次はこの総括表の1番に戻るということでございますけれども、1 1というところから順番にやっていきたいと思っておりますので、1 1はJBICでしょうか、NEXIでし

ようか。 では、JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

ここの後のところの進め方なのですけれども、ワン・バイ・ワンというやり方もあるか  
と  
思っているのですが、ちょっと時間のことも気になっておりまして、どういうやり方  
するかということについてNEXIさんから提案をいただこうかなと思っていまして、その上  
で進め方を決めたいと思います。

【司会】

わかりました。では、NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

NEXIのというよりは主催者側からの議事運営のご提案なのですけれども、この後、総括  
表で並んでおりますとおり、枝番を入れると30個ぐらい非採択の案があるのですが、私ど  
もが申しているとおり、非採択ということですし、理由のほうはこちらに書いてございま  
す。昨日の議事運営でも申しましたとおり、基本的にはご意見をいただくまず冒頭のとこ  
ろとして、その結論に反対であり、かつ審議を尽くしたいと具体的な事実誤認、あるいは  
論じ尽くしていない観点があるというところございまして、こういうものがある場合に  
は当然審議を行いますし、必然的に時間がかかると。他方で、そうではないと。結論に反  
対される方がいらっしゃらないという場合には、この場合、改訂案、文言の修正というの  
もありませんので、クラシフィケーション等、ご質問があればという形になりますので、  
比較的短時間で終わると。

まことに申しわけないのですけれども、2日間で審議をして、お盆休みということもあ  
りまして、次回は8月の下旬ということで少し間があいてしまうこともあります。ありて  
いに申し上げますと、28回行えるのかどうかということはさておき、私どものほうもいろ  
いろご注文、ご意見も伺いつつ、改訂案をつくらなくてはいけないというところがござい  
まして、正直なところ、日程的な事情として、復活的に改訂になったものは案文をつくら  
なくてははいけませんので、そうした可能性のあるものから先に審議して、結論として非採  
択でよろしいものというのは、それに続いてやりたいということでご提案させていただく  
のですが、よろしゅうございますでしょうか。



【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

済みません。稲川さんのただいまの発言、ちょっと意味がとれなかったので、申しわけありません。再度ご説明願えますか。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

済みません。もう一度申し上げます。今から項番順に挙手を求めていきますので、個人として非採択であることに対して反対であり、かつ具体的なその理由を述べて審議をしたという項目があれば挙手をお願いします。それを最後の追加14まで行った上で、挙手のあったものから項番順に行く。挙手のなかったものは、フロアとしては非採択であることの趣旨については基本的に同意という形で、すべて審議をするものが終わってから回すという形をとりたいと。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

時間の関係がありますので、やり方としてはそのような形で、一たん議論すべきものを洗い出していただくということで構わないかと思います。ただ、私たちも提案した中で、例えばこれまでの議論の中でなるほどと思った部分はありますし、いや、まだ納得していないと。もっといろいろなことを申し上げたいが、これまでの議論の経緯から、JBIC/NE XIとこれ以上議論しても、これはなかなか動かないだろうと思って議論しないというポイントもありますので、そこで手を挙げなかったということが納得したというように解釈されると困りますので、その点だけ注釈をつけさせていただいて、しかし、私たちとしては、この場で議論する価値があるものについて絞って議論させていただきたいということにつ

いては特段異論はありませんので、そのように進めていただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

承りました。基本的に手が挙がらなかったから議論の一切を省略するというものではありませんので、最終的には54問すべてに時間はおとりしますので、申したいことがあればご遠慮なくご意見をいただければということで始めたいと思います。

それでは、時間も限られておりますので、カウントいたしたいと思います。総括表の3ページ目、下段のあたりからの非採択提案のところをおあけになってください。1のというのは歳入の透明性の基本方針についてです。これをぜひ採択すべきだという方は挙手をお願いいたします。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

そういう問いかけだと厳しいので、ここで時間をきちんととって議論したいというものについて手を挙げるということで。

【日本貿易保険 稲川】

では、何もいわずに項目で打ち切ったら速やかにお手をお挙げください。論点1の、歳入の透明性、基本方針。

【FoE Japan 神崎さん】

コメントはその後ですよ。

【日本貿易保険 稲川】

ええ、コメントはその後ですから。

【FoE Japan 神崎さん】

では、いいです。

【日本貿易保険 稲川】

論点1の、歳入の透明性、ガバナンスリスクのレビュー。 論点1の、歳入の透明性、情報公開。 論点5、人権状況の把握。 論点6、社会配慮基準に関する態度。 論点13、ステークホルダー対応。 論点14は先ほど審議をいたしましたので、終了でございます。論点18、地域住民との協議。 論点19の、社会的合意の形成、ステークホルダー分析。 論点19の、社会的合意の形成、情報公開。 論点27、異議申し立て期間。 論点29、JBIC様で行われている諸所の事前調査。 追加論点1、追加設備を伴わない権益取得案件。 追加論点2、実施状況調査の透明性確保。 追加論点4、紛争地での案件。 追加論点5、汚職の防止。 追加論点7、戦略的環境アセスメントの導入。 追加論点8、グッドプラクティスの積極的採用。 追加論点9、環境社会配慮の確認手法の明確化。 追加論点10、融資/保険付保の謝絶プロセスの明確化。 追加論点11、特定グッドプラクティスの明示。 追加論点12、WWFとの環境審査連携。 追加論点13、EIA等に不備時の対応過程及び結果の公開。 ちょっとわかりづらいのですけども、JACSESさんの提案された1つ目の論点。 追加論点14、これが最後になります。カテゴリーFIの環境レビュー等。 田辺さんのは最後の番号に対してです。ね。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

はい。

【日本貿易保険 稲川】

ご協力ありがとうございました。したがって、ここから先の審議につきましては、4ページの真ん中ぐらい、追加論点1、追加設備を伴わない権益取得案件、次に追加論点14、カテゴリーFIの環境レビュー等、この2件を先んじて行いました上で、後はテキストの3ページ目、非採択案件の項番順に最後まで進めたいと思います。ご協力ありがとうございました。

【司会】

司会者をやっていただきまして、ありがとうございました。

それでは、ただいま、この場で2つ議論をしたほうがよろしいということで、追加の1

番と最後です。ということでございますので、まず追加1の論点でございますが、追加設備投資を伴わない権益取得という項目につきまして。それでは、これまでのやり方ということで、まず JBIC/NEXI側から簡単に説明をしてというやり方でよろしゅうございますでしょうか。 それでは、追加1についてお願いいたします。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

追加論点1からということで、こちらの方向性の紙、21ページからということになります。21ページから22ページにわたってということになるのですけれども、この部分についての私どもの認識、非採択案件ということでそのとおりなのですが、改めて申し上げますと、本論点については、現時点では十分な改訂ニーズは認識されませんでしたということになります。若干簡単に説明しますと、追加設備投資、これを一律Aにさせていただきたいというようなご要望だったのですけれども、この改訂ニーズは認識しませんでしたという結論になっております。この件に関しましてご意見等を伺いたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

この追加論点1はメコン・ウォッチから提案させていただいた論点なので、まず私から意見を述べさせていただきたいと思います。

これまでのコンサルテーション会合のプロセスで相当の議論を、紙ベースでも、また口頭ベースでも積み重ねてきている中で、最初のほうに稲川さんが共有と納得ということをおっしゃっていたかと思うのですが、そういったものが相当積み上がってきたなと思っ

ているのですが、幾つか私は余り納得できないと。いまだに納得できないという論点がありまして、この追加論点1というのもその1つであります。

まず、今から私が申し上げることは、NGOの間で合意されたポジションというわけではなく、メコン・ウォッチ内部では合意をとれているのですが、あくまでメコン・ウォッチとしての意見ということで申し上げさせていただきたいと思います。いろいろあるのですが、主に現段階での私たちの認識というものが5つ、それから提案というものが2つあります。ちょっと申し上げさせていただきたいと思います。

1点目ですが、最初に私たちが提案　私たちというのはメコン・ウォッチですが、メコン・ウォッチが提案として、追加設備投資を伴わない権益取得についてはカテゴリーAにすると。影響を及ぼしやすいセクターについてはカテゴリーAにするとということを提案させていただきました。カテゴリーAにするとということは、必然的にEIAを出してくださいということの意味するわけで、その後のいろいろな議論の中で、ちょっとこれはむちゃな提案だったなと私どもは認識しているというのが1点目であります。

それから、2点目として、前回の議論の中で、必ずしも追加的設備投資を伴わない権益取得についても自動的にカテゴリーCにしているわけではないと。現状でどのような環境影響が起こっているのか、あるいはそういったことについて外部から意見表明がなされているかどうかといったことについてみた上でCにしているのであって、それはCにならない場合もあるということについては前回のご説明で理解するに至ったということが2点目であります。

それから、3点目です。これは実は前回の場では余り議論されていないのですが、現行のガイドラインのカテゴリーAないしカテゴリーBの環境レビューの規定というのをみると、やはりこれは必ずしも操業中のプロジェクトというものにはぴったりフィットしないのだろうなと。すなわち、今から建設をし動かすぞというものについてを想定した環境レビューの規定になっており、恐らく既に動いていますと。これに権益を今から取得しますというものについて、このカテゴリーAないしカテゴリーBの環境レビューの文書そのまま適用するのは難しいのかなということ、私たちとしてはその後いろいろ検討して、考えに至っているということがあります。

一方、前回の議論の中でも、私たちとしてなかなか理解に苦しんだ点というのが2点ほどあります。1点は、まずガイドラインがどういう意義をもっているのだろうということですが、ガイドラインは、JBICが、あるいはNEXIが環境社会配慮確認においてどのようなことをするのか、そのコミットメントを示し、そして私たちにしてみれば、それをてこととして、ガイドラインには書いてあるけれども、やっていないのではないですかということ、JBICやNEXIの皆さんと議論するための重要なツールであるわけですね。どうもやはり前回の議論を聞いていても、このカテゴリーCに位置づけるという中で、JBIC/NEXIさんが実際にやっていらっしゃるとおっしゃている内容と、ここのガイドラインに書いてある内容が同じだというようには私たちには思えない。そういう中で、この文言をみれば、権益取得であればカテゴリーCになりますよといわれてしまうと。そして、カテゴリーCにな

ってしまえば、環境レビューは行いませんよと書いてあると。私たちはそういう説明をされたときに、何をてここにこれ以上議論すればいいのだろうと。もし実際にこのカテゴリー分類の段階できちんとみていますよという実態と、このガイドラインという外部とのコミュニケーションの1つのツールとの間にそこがあるということであれば、それをきちんと直していくべきではないかということをおもいます。

それから、認識5点といった最後になりますが、前回、特段の環境影響が予見されないセクター及びプロジェクトの例示として、この権益取得の場合が入っているということについて、若干の議論がありました。やはり例示の中に何かが書かれていれば、自動的に環境影響は予見されませんよねという判断をされても仕方がないというのが通常の読み方であると思います。例えば 例えはとっておもしろい例えが思いつかないのが稲川さんとの違いなのですが(笑声)、昨日、論点9の議論の中で、重要な関連文書というものについて議論しました。例示として、例えば脚注に住民移転計画はそれに含まれるということを書いたときに、住民移転計画が重要な関連文書に当たらないですよという議論は普通は出てこない。それは必ず当たるという前提で例示というものはなされるのであろうと。そのように考えると、やはりここに追加的設備投資を伴わない権益取得というのが環境影響が予見されないプロジェクトの例として挙がっている以上はそれに該当するので、すなわち権益取得案件なので、これはもうCですよといわれても、私たちとしてはなかなかそれ以上太刀打ちができない。このガイドラインに基づいて私たちが議論するのは難しいという意味で、この例示というのは本当に適切な例なのだろうかということ、私たちとしてはいまだに疑問に思っているということがあります。

提案を2点と申し上げました。2点提案をするという意味は、最初の私たちが提案した影響を及ぼしやすいセクターの場合はカテゴリーAにするという提案に変えてということになります。環境影響が予見されないプロジェクトの例示の中から、追加設備投資を伴わない権益取得というのを削除していただきたいというのが1点目の提案であります。

2点目の提案は、その後、カテゴリー別の環境レビューの文章というのがありまして、カテAのときはこうします、カテBのときはこうします、カテCは何もやりませんと。FIもあります、ということが書いてあります。恐らく操業中のプロジェクトに関する環境レビューというのはこれにはフィットしないのだろうなということは思いますので、その後、カテゴリー別の環境レビューの一番最後のところに、操業中のプロジェクトについてはという書き出しで、具体的に操業中のものについては何をみるのかという内容をガイ

ドラインの中に盛り込んでどうかということをおもいました。もしこの点について前向きに検討していただけるのであれば、こういうことを盛り込んだほうがいいのではないかとということについても具体的に提案させていただきたいなと思っています。

ちょっと駆け足になりましたが、以上です。

【司会】

ありがとうございました。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

福田さん、どうもコメントをありがとうございました。幾つかコメント、それから提案をいただいたのですけれども、私ども前回のご提案、ご説明をしまして、カテAにするのはむちゃだろうということでご理解いただいた点は感謝申し上げたいと思います。それから、私どもの実際のスキームというか、実際の運用をご理解いただいた点もありがたいと思っています。

それから、3点目にいただいたコメントだったかと思いますが、現状のガイドライン、これが1つ、操業中のものにマッチしていないのではないかというようなご意見だったと思いますが、それが多分、ご提案の2番目に結びついたのかなというところかと思っています。それに関しては、そのご提案のところでの考え方に関してご説明したいと思います。

それからあと、ガイドラインというのはNGOの方々と我々とのコミュニケーションのツールというご意見がございました。これは私、個人的には、ガイドラインはもちろんツールになるのですけれども、個別案件に関しましてもしご意見があるのであれば、私どもは常にオープンな立場でありますので、必ずしもこのツールを用いなくても個別案件でのお話というのは、こういった機会ではないのですけれども、別にできるのかなと思っています。必ずしもこれだけではないというようなことかなと思っています。

それからあと、これもご提案のところでの結びつきになるのですけれども、例示として権益取得がどうかというところのご意見がございました。すべてカテAにするというご提案ではなくて、今回はカテCの例示から削除するというご提案に関してなのでも、前回、私どもがご説明しましたところとも一部かぶっているのですが、通常の場合、こういう権益取得案件というのは操業中の案件ということがあって、大方の場合は対策が

なされていて操業されているというのが常識的な考え方かと思っております、一般的には通常の場合、ここに追加投資を伴わない権益取得案件が入っているということに関しては不適切なことではないと。むしろ、そちらのほうが事例が多いと私どもは考えておりますので、そこからあえて削除する必要はないのかなというところの考え方です。

それからもう1つなのですけれども、操業中のプロジェクトに関するレビューについてなのですが、これは今のガイドライン、操業中のプロジェクトに関して必ずしも合っていないのではないかとということなのですけれども、操業中のプロジェクトに関しましては、一般的には我々、モニタリングの結果だとかそういったものでプロジェクトの状況というのを知ることができます。また、仮にそのモニタリングの結果で、何かちょっとおかしいことが起こっているとか、そういったことがあった場合なのですけれども、その状況を把握した上で、改めて例えばお客様のほうに EIAをお願いするとか、そういったことも可能性としてはもちろんあるわけです。ですから、必ずしも合っていないというわけではなくて、最初の段階としては我々、モニタリング結果等で十分判断できると考えておりますので、今、このガイドライン自体を改訂する必要性は感じていないというようにまず申し上げたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。ほかにご意見ございますでしょうか。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

今のご説明の中で、権益取得の案件は操業中なので、大方対策がなされているから、要はカテゴリーCである例が多いというように理解したのですが、そこら辺が私はいま一つ理解ができておりませんで、操業中でももちろん対策がなされているのが普通なのかもしれないのですが、操業中といえども、要は建設前段階であろうが、操業中であろうが、各フェーズにおいて例えばいろいろな廃棄物ですとか水質関係とか、それなりの環境影響は常に生じ続けているわけです。ですから、みるべきポイントはいろいろあるかと。カテゴリーCというのは、私の理解では、これ以上環境レビューはしなくてもいいですよという分類なのだと思うのです。ですから、操業中であることが、すなわちカテゴリーCに当たるということは、私はいま一つ腑に落ちないのです。

それから、この話は、当初のガイドラインの策定が円借款ですとかそういったものも含



まれた形なので、建設前段階というのを念頭に置いてつくられているなということは私も感じるものなので、これは確かに難しい話だと思っています。ただ、もしNEXIさんのお考えが、例えばどなたかが建設前段階でもう既にみているからよいですとか、過去の建設前段階の環境社会影響についてはみなくてもいいとか、操業段階の影響はみなくていいとか、そうはおっしゃっていないのだと思うのですが、そういうことであるなら、それは違うのではないかと。すなわち、即座にカテゴリーCにはならないというのが私の意見でございます。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 佐藤】

満田さん、ありがとうございました。ご質問の件で、操業中であるからといってカテゴリーCにしてしまうのはどうなのかということなのですけれども、操業中だからといって物すごく悪影響を及ぼしているものが100%ないかどうかということ、そこはわからないところはもちろんあるかもしれません。ただ、私ども、まず環境審査をするというときに、どういう意義があるかといいますと、私どもはプロジェクトを審査して、環境審査をする際に、通常の場合はEIAがあります。EIAというのはどういうものかということ、予測の評価がなされているわけです。その時点では実際に動いていないので、わからないプロジェクトだということになるわけです。そういったものをEIAの評価だとかいろいろな状況等を把握して私どもは審査をして、それが今後うまくいくかどうかを判断していくということになるわけです。そういった今現実にわからないようなところとかをある程度判断してやっていくというのが審査のプロセスになっておりまして、今実際に動いているもの、それでモニタリング上、特に異常がないというようなことであれば、そういったことをする必要が基本的にありません。ということで、私どもは、そういう場合はカテゴリーCにするというような形になるのだと思っております。

【司会】

ありがとうございました。田辺さん、どうぞ。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

先ほどモニタリングレポートを確認をしているのですという話があったのですが、現行ガイドラインでモニタリングレポートを確認するのはカテゴリーA及びBなわけです。カテゴリーCにおいてモニタリングレポートを前提にするということは、少なくともそうはなっていないのです。でも、実際にこういった大規模な探鉱の案件とか採掘産業の案件で、例えば権益取得があった場合に、モニタリングレポートを確認しているというのであれば、やはりこのモニタリングの箇所に、カテゴリーCにおいてもモニタリングするものがあるのですという話なわけですね。やはりガイドライン上、先ほど福田さんからはカテゴリー分類のところでは話があったわけですが、ガイドライン全体の流れを通して見ても、カテゴリーCでモニタリングレポートをみますという話は、実際にやっていることとガイドラインの流れというのは違うのではないかなと思います。

【司会】

ありがとうございました。藤井さん、どうぞ。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

この議論は前回のたしか某1件、ミャンマーか何かの案件ですか、そこであったということでこれが出てきたと思います。そのときの議論を蒸し返すつもりはないのですけれども、だからといって全部を全部、網でくくるのはやめてくださいというのが我々の意見だったのです。先ほどの議論の中で、操業中だから何でカテゴリーCと結びつくのかよくわからないというご意見がありましたが、これは権益取得ですから、どちらかというところ、コントラクターの話ではなくて事業投資になると思うのです。事業投資から見ますと、やはり操業中のものですから、これから操業を始めようというものよりは、操業中のもののほうは現実には企業としては環境リスクというものも十分みていくと。その意味で、操業中だからカテゴリーCで、日本の企業がとにかく権益で買ったものは、環境リスクなどやはりあなたはみないのですよねという、どうもその発想があるような気がして、どうしても納得できないところがあるのです。簡単にいうのですけれども、負担が結構あるので、実務的な点からもぜひこれは取り上げないでいただきたいというのが我々の希望であります。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

2点整理をしたいのですが、恐らく今、藤井様のいわれていたのは根本的な懸念のところ、今回の再提案の中で聞く限りは、そのところはそうは申ししていないのだと。むしろ話としては、私どもの現行の運用、これは非常によくやっている 自分でいうとよくないのですが、という中でガイドラインとの乖離がある。その意味で、ガイドラインの性質をかんがみるに、書くのであれば書いていただきたいという部分と、あとそれでカテゴリーCは、実質そのようにみているのだったら例示から外してくださいよというところが根幹だと理解します。

その上で1点申し上げたいところは、今ちょっと出ている中で、これはNEXIだけなのかもしれないのですが、私どもはガイドラインに即してやっていますし、レビューをスクリーニングに先立ってやっていることはない。まして、モニタリング報告書を読んだからモニタリングをしているというのは、読み方として間違っている。私どものガイドラインの中の3ボツ、スクリーニングはスクリーニングのやり方を定義しておりますが、カテゴリーに分類するというスクリーニングの定義の後に、NEXIは、必要な場合には、輸出者等に追加的な情報の提供を求めることがあると。まさに追加的な情報を求めている。この点を一つ一つ何をみるのかということを書くことは、むしろ私たちがなるべくスクリーニングを誤らないようにやるということが大事ですよね。まさに外形的なところだけを見て、ペペペのペで、本来Aの可能性のあるものをCにしているなどというご批判、この間あった。そんなことがあってはいけませんがために、必要な限りは掘り下げてみていくというところを書かんがために柔軟な書き方にしている。

ここでモニタリングはみる、何はみるというと、2つの問題がある。1つは、藤井さんが申されたように、一律にすべてのその資料をとることは、追加設備を伴わない権益取得の案件におけるカテゴリーAになるようなものの蓋然性を考えれば、お客様への負担が著しく起き、私どもはこれの多くのものは、つまり苦情がない、パフォーマンス上、問題がないというものがカテゴリーCの典型的な類例であるという考え方に何ら問題がない以上は、これはお客様に過剰な負担をかけるという点で反対であると。

もう1つは、一個一個書いていったときに、それさえ出せばいいのですかということで、

追加の資料とかがとりたいのだったら、まずカテゴリー AかBに分類してからやってくださいよと。変な話、そんな悪い人はいないけれども、実施者が、あるいはお客様が居直ってしまったら、私たち、もう追求できないわけです。NEXIさん、それはモニタリングのときにやってくださいよといわれたら、できなくなってしまうわけです。一見、非常によいご提案なのですけれども、そういう部分では、かえって手を縛ってしまうのかなというところがあります。だから、なかなかいいところというか、あえて時間をとって話す上で、ここの部分の、実際できなかったとおっしゃっているものが1件であれあったことを考えれば、時間を割く意味はあるのですけれども、もう少しオール・オア・ナッシング的なものではなくて、何を気をつければいいのかと。それはガイドラインを直すことでしか直らないのだろうかというところでもう少しご提案がいただけたら、ありがたいなと思うところがございます。

【司会】

ありがとうございました。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

私が先ほどから申し上げているのは、ガイドラインが私たちにとって1つのツールであるという言い方をしたのは、要するに、このままの現行の条文であるとまずいものが、しかし、追加的設備投資を伴わない権益取得であるという理由でCになったときに、私たちはこのガイドラインをてこにこれ以上ということは困難だろうと。少なくともこのガイドラインの文言はそう読めるから、ガイドラインの文言を変えていただきたいというように申し上げている。それが1点です。

2点目は、藤井さんの先ほどの点なのですが、前半部分については特段コメントしません。例えばスクリーニングの結果として、今とは違ってカテゴリー Bになりましたというときに、大変な負担があるとおっしゃったのですが、例えば通常のプロジェクトと違って権益取得の案件について、これが環境レビューの対象になったというときに、どのような負担が具体的にあるのかということをお教えいただければ幸いです。

【司会】

ありがとうございました。藤井さん、お願いします。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

既に操業中のものを、また要は最初からこれを振り出しからやれということになるわけですね。EIAがありますか、あるのだったら出してくださいと。そしてさらに、これはちゃんとガイドラインに書いてある、ちゃんとこれはEIAはこのとおりつくったのですかという話になってくるわけではないですか。これ、どうして負担は全くかからないというようになるのですか。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

恐らくそういうご懸念が前回の議論の中であるだろうなということで、必ずしもカテゴリーAに自動的に分類するのではないと。それはEIA報告書があるものはもしかしたらみるということになるかもしれませんが、それはカテゴリーBという形になって、そこまでは必要ありませんよねというものも多分あるでしょうという形で今回のご提案をさせていただいているということをご理解いただければと思います。

以上です。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ちょっと質問の方法を変えます。最初にいていた、私たちがこれ以上でこ入れができないという趣旨がもう1つ実はわかっていないのですけれども、要するに、追加設備を伴わない権益取得を私たちはカテゴリーCの蓋然性が高いと。アプリアリとはいわないけれども、それは類例にする程度の要素であると思っています。ひょっとすると、ご提案されている皆さんはそう思っていないくて、その中に、うさん臭いという、また産業界さんとコンフリクションが出てしまいますけれども、そうではなくて、カテゴリーAやBになる蓋然性も、つまりフラットに、AになるかBになるかCになるかわからないから、ちゃんとみなさいよと。てこといいたいのかと。だから、カテゴリーCにしてしまうと、情報

も何も出ないから、何も介入できないけれども、その中にAやBのものがあるのではないですかということなのですか。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

今の稲川さんの問い合わせ、実はきちんと理解できたかどうかはよくわからないのですが、それはこの議論のというか、前回のこのポイントを議論した際のコンサルテーション会合のときから申し上げているとおり、現在、カテゴリーCになっているものについて疑義があるというように私たちとしては考えているから、このような提案をさせていただいているということでもあります。

もう一点つけ加えですが、前回のコンサルテーション会合のこの点についての議論でも出ていましたが、やはり権益取得なのでカテゴリーCですよというような説明をされたことがあるというのは、私は事実としては非常に重いと思うのです。それは、そういう事例について事実がどうだったのかとか、そういうことはいろいろあると思うのです。しかし、そういう説明がやはり可能なガイドラインなのだということが、多分このガイドラインの普通の読み方だと私は思う。もしそうでないというのであれば、違う書き方をしたほうがいいのではないかなと思っています。

以上です。

【司会】

宮淵さん、どうぞ。

【宮淵さん】

ちょっと私の理解が間違っているのかもしれませんが、カテゴリーAとかカテゴリーBというのは、新たな環境社会影響があるかどうか、これを審査するためであるということで、例えば追加投資がない。そのまま継続している事業に資産を投下するという点について、そういった定義からいって、本当にカテゴリーAとかBというところに入るのかと。私はそういう基本的な認識の違いが1つあるのではないかと思います。いろいろ

個々の問題では、従来の事業を継続することにおいてどういう問題があるか、そういう視点の意見はあるかと思えますけれども、基本的には今いった論理ではないかと思えます。

【司会】

ありがとうございます。波多江さん、どうぞ。

【FoE Japan 波多江さん】

先ほどの稲川さんのご質問に対して福田さんがお答えになっていますけれども、補足としてつけ加えさせていただきます。前回のコンサルテーションの中では、事例は1件しか挙がっていなかったというようになりますけれども、私も個人的にはほかの案件というか、ほかの事例も実は知っているものですから、例えば石炭火力発電所の追加設備投資を伴わない権益取得ですとか、そういった案件をみておりまして、やはりカテゴリーCになっていたと。しかしながら、その案件では、やはり大気汚染ですとか健康被害が周辺の住民に起きていまして、そういったものでなぜカテゴリーCになるのですかというような議論は一度、実はJBICさんとさせていただいたことは個人的にはございまして、私たちの問題意識としては、追加設備投資を伴わない権益取得というものがカテゴリーCになる蓋然性が高いとは思っていないというところが、やはり問題意識としてあるということです。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

結局、蓋然性という言葉はガイドラインには出てきていないわけだけれども、蓋然性という言葉は、失礼だが、余り理解されていない。蓋然性というのは、あなたのみたものが1件とか2件とか、何件積み上がっても、すべてのもので考えなければいけない。私たちはそこをいっているわけです。一般概念として全く当てはまらないというのだったら、例示は不適切でしょう。しかし、普通に考えたときに、追加設備投資。新しくつくってなくて、単に権益をとりましたというときに、普通に動いていて、全部当てはまるのかというと、環境影響が緩和されなくて基準値を超えていたりとか周囲の人にご迷惑をかけてということが全部明らかなのかと。全部そうなのかと。そうではないのでしょうか。何件ある

というところはさておき。

蓋然性が高いのか低いのかというこちらの質問に対しては、答えがこれもあります、あれもありますというだけで全く答えていない。ただし、これに対していった、いわないという話ではせんなきことですし、こっちのほうでそう答えたといっている人たちも出てこない以上は、そこは問題の本質ではない。むしろ読むべきところは、この環境ガイドラインのカテゴリーCから外すということは本質ではないと。つまり、先ほど宮淵さんも触れられていたとおり、カテゴリーCとは負の環境影響が最小限か、または全くないと考えられるプロジェクトであると。これは疑いはない。その類例の1つはあくまで、通常特段の環境影響が予見されないセクター、またはプロジェクトである。そこの中のさらに例示として、追加設備を伴わない権益取得があると。

ここにあって、このガイドラインがなぜそのような誤解を生んでいるのか。双方に誤解を生んでいるということですよ。これがあつたらアプリアリにそうなるって皆さんは読まれていたし、では、その一方で本当にいたのだとしたら、ペペペのペで追加設備取得だからCなのだと思います人が職員の中にいたのだとしたら遺憾なことではあるけれども、いないと思いますが、仮にいたら、それはこの書きぶりがよくないということでしょう。それはカテゴリーCの例示になっているからではなくて、むしろ、通常特段の環境影響が予見されないとは何かということが、先ほどうちの佐藤からあつたように、例えばモニタリングまでみています、あるいは苦情が出ていないことですよというような、私どもの審査のプロセスがここの中で触れられていけばいいことではないですか。すなわち、通常特段の環境影響が予見されない 予見される場合というのがあり得るわけですよ。モニタリングが基準値をばんばん超えていますとか、周囲の人から苦情が出まくりですとか。そういうことであれば、それはCに該当しないということがわかれば、例示にあるかないかは問題ではないということです。

すなわち、既存設備のメンテナンスということもここに例示で入っているけれども、例えば変なのですが、何か有毒なものを使っている化学プラントのお掃除をしますと。メンテナンスをしますとかオーバーホールをしますというときだって、有害物質が飛び散るかもしれないから危険ですとか、そういうことはあるかもしれませんよね。例えは悪いのですけれども、アプリアリに該当しないという点では、既存設備のメンテだって、追加設備を伴わない権益取得だって、必ず例外はあるのです。だから、そこのところがなぜ権益取得だけにいっているのかというところが必ずしも論理的ではないと思いますし、むしろ今



のところで、歩み寄りといったは変ですけれども、そこに誤解があるというだけだったら、それはガイドラインの基準を動かすのではなくて、私たちが何をされていて、どういう判断でしているのかを補足すればいいだけではないかと。読めていないというけれども、恐らく私たちはこの形で 判断するのは私たちが、産業界の皆さんが追加設備を伴わない権益取得ですと書いてきているわけでもないですから、私たちは判断していますし、産業界の方も理解しているから、ここは通常特段の影響がないということをお忙しい中るる説明をされてやられているので、逆にユーザー側の中では余りそのそごは起きていないのだということも申し上げたい。むしろ誤解を与えているのだったら、FAQなりでご説明しましょうかということにはちょっといってしまいました。

【司会】

ありがとうございました。ほかにご意見ございますか。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

短く。1点は、例示というものに対する考え方がなかなか埋まらないなということは今でも思っています。論理的に考えて、例えば既存設備のメンテナンスも削除すべきという話なのかといわれると、それはそうですと答えたくてしまうので、そうだと思うのです。それは論理的に考えればそうなると思います。それはおっしゃるとおりだと思います。ただ、私たちは、具体的なそういう事例があったので、問題意識をもってこの点についてご提案しているという趣旨であります。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。ほかにご意見、コメント等ございますでしょうか。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

例示ということの意味、ニュアンスでもっての見解の違いということなのかなと思ってはいるのですが、やはりガイドラインの中でも、今、私どもが追加設備投資を伴わない権益取得というものに対してどのような実務上の取り扱いをしているのかと。まず、本

当にスクリーニングフォームの中でスクリーニングがかかっているような格好になりますし、さらには環境ガイドラインのスクリーニングのところにおいても、私どもの環境ガイドラインの中にいろいろなことを勘案しカテゴリー分類を行うとなっているわけですが、その中に、周辺地域の環境及び社会の状況等ということになっている。それから、地元の住民の方々の反対等があれば、それがスクリーニングフォームの中に書かれることにもなり、かつ、今申し上げた社会の状況等を勘案しカテゴリー分類を行うということからすれば、オートマチックにカテCということにはならないと思っているわけです。実際、そう解釈しているわけです。実際、実務はそうやっている。ということからして、やはり追加設備投資を伴わない権益取得というものを例示から外すということのインパクトも勘案すると、私どもは、これは原案どおり、原文どおりの維持ということだろうと思っております。

【司会】

ありがとうございました。ほかにコメント、ご意見ございますでしょうか。どうぞ。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

例示のところではなくて、次の実際操業しているプロジェクトについて追加設備を伴わない権益取得をする場合に、そのやり方、今、るるご説明いただいたのですが、そのことをガイドラインにもう少し書いたほうがいいのかという提案が大体の提案としてメコン・ウォッチから出ているわけです。そのことについてちょっとお伺いしたいのですが、操業しているプロジェクトなので、モニタリングなどをみて、問題が起きていないか、苦情が来ていないかどうかというようなことは、スクリーニングをするときにみているのだというご説明だったのですが、過去に起きた問題について適切な救済がなされているのかどうかということはお伺いしたいのです。

例えば、わかりやすい例でいうと、非自発的住民移転が起きましたと。もうプロジェクトは操業しているから、それは前に戻れないのはいいのですが、その補償が適切でなかったということがあって、それについてはもう既に完全に補償をもう一回事業者がし直しているのかどうかとか、そのようなことはみているのかどうかということをお伺いしたい。人権団体としては、侵害があるかどうかということではなくて、その後、適切な補償がなされたかどうかというのが重要な問題なものですから、その点についてお伺いしたい

と思っています。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

みておりますというか、スクリーニングフォームの中で、既存のプロジェクトにおいて苦情はないかという苦情の有無を確認しておりますから、苦情があるのであれば、お客様は苦情があると書きますから、それは何ですかと確認しております。

【司会】

藤井さん、どうぞ。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

今の例で、過去の住民移転のときで補償等がもめているかどうか、ちゃんとやったのかどうかというお話の例がありました。通常、企業であれば、もめているようなところには、企業にもいろいろなものがありますから、何とも私はいいませんけれども、まず一般的には、そういうところに投資して權益をとろうという発想がないのです。ですから、企業はそういうことをやるのでしょうかというような質問になっていると、これはやはりだめだなというように私は感想として……。

以上です。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

これはNEXIパート、JBICパートとか、そういうことではないと思っているので、本件については、先ほど申し上げた私どものポジションは変わっておりません。一方で、ご指摘があったような、まだちょっと裏がとれていないとかそういうものもありますけれども、事実としてちょっと不幸なお話があったのであれば、そこは私どもは真摯に反省をしなければ

ればいけないと本当に思っています。その問題と、その問題からガイドラインの改訂だというようにおっしゃるわけですが、その問題とガイドラインの改訂というのは、私どもの今のポジションとしてこれは違うと。それだけということではないだろうと。件数の問題ということではなくて、それだけということではなくて、いろいろなことを勘案した上で原文維持であるということでございます。

【司会】

ありがとうございました。時間のほうも大分進んでまいりましたので、もしこの項目について追加で特段のご意見、コメント等なければ、もう1つ議論をする追加14という論点が残っておりますので、そちらのほうにそろそろ行かないと、時間がなくなるかなと心配し始めておりますが、いかがでございましょうか。 JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

よろしければ論点14にまいりたいと思います。 ごめんなさい。論点14ではなくて追加14です。余り笑い話にならないですね（笑声）。

この追加14でございますが、カテゴリーFIの環境レビュー・情報公開・モニタリングということでございます。これまでの議論のやりとりというか、実際平場では1回なのですが、このやりとりを踏まえても、改訂ということではないだろうと思っております。その内容も踏まえながら、主要な検討ポイントと認識にその理由が書いてあるわけでございますけれども、結果、現時点で十分な改訂ニーズは認識されないということで、これは議場での議論を踏まえているものであろうと思っております。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。田辺さん、どうぞ。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

最初に論点を提出した段階では、規定をすべきというばくっとした提案をさせていただいたのですが、前々回の議論の中でももう少し具体的に提案させていただいていた1つの点といたしましては、カテゴリーFIのサブプロジェクトがカテゴリーAに相当する場合に、

JBIC自身も通常のカテゴリー A 案件と同様に、情報公開をしていただきたいという点を具体的に提案させていただいたかと思っています。この点に関しては、世銀等も情報公開政策等で同様の措置をとっているというように認識しています。カテゴリー FI に関しては、前々回のコンサルテーションの中で FAQ に詳細が書いてありますという話だったのですが、具体的にこの情報公開の点に関しては FAQ の中でみられないのかなというように理解しておりまして、やはりこちらの提案といたしましては、この FAQ の中に FI における情報公開の点を加えていただきたいということを改めて提案させていただければと思っております。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

FAQ の中に既に FI についての取り扱いというのが定めてあります。カテゴリー A についても、いわば、その延長線上ということになるのだろうと思っておりますけれども、その部分について、もう少し詳しく説明をしたいと。実務の取り扱いとかそこら辺の話を、繰り返しになるかもしれないですけれども。その上で、FAQ に今どういうことが書いてあるのか。その延長線上なので、書く必要があるのかないのか。そういった観点でお話をさせていただきたいと思っています。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 松田】

きのう 1 日、この会合で一言もしゃべらず、きょうもしゃべらずに済むのかなと思って、最後に来てしまって、久しぶりにしゃべるものですから、うまくご説明ができるかどうかあれなのですけれども、もしちょっとおかしなところとか足りないところがあれば、ほかの人間が補足すると思います。

今、藤平のほうがいいましたように、また前々回でも私からお話ししましたように、一応 FAQ の中でカテゴリー FI のレビュー手続 レビュー手続となっておりますが、ここに書かれていると。そこで、ガイドライン上は、このガイドラインに示す環境社会配慮が確保

されることを環境レビューのときに確認すると。カテゴリーFIに分類された案件についてはそのようになっていて、それをどのように確保するのかということがFAQには書かれているわけです。その中の1つとして、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力を確認し、本行環境ガイドラインによる環境社会配慮確認を委任するというのが1つのあれとしてあるわけなのです。要するに、前々回もお話ししましたように、私どもがやっていることを金融仲介者のほうに委任するということなのです。ですので、この金融仲介者は我々のガイドラインに沿った手続をするということになります。

ただ、前々回もお話ししましたように、実はこういうケースは余りないというか、ほとんどないのです。特に最近サブプロジェクトをカテゴリーC案件に限定するということがほとんどでございまして、実際には我々が金融仲介者の能力を確認して委任することはほとんどないものですから、もう何年もないものですから、実例として、今このようにやっていますとか、具体的にこうですということがなかなかいえないところがあるのですけれども、一応考え方としてはここにも。繰り返しになりますけれども、私どもは、金融仲介者のほうに我々のガイドラインに沿った手続を含めて委任するというので、ここでもう言い尽くされているのではないかなと思っています。それを越えて、情報公開のところだけ取り出して書くというのもちょっとそれは、そこまでやる必要性が本当にあるかどうかという疑問がありますし、今のFAQに書かれている内容で十分に読めるのではないかなと思っています。

もしその能力がない場合には、我々がこのガイドラインに沿ってサブプロジェクトについても、スクリーニングからカテゴリー分類、環境レビュー、すべて我々がやるということになりますので、それはまたこの間もお話ししましたように、私たちがガイドラインに沿って対応していくということですので、いずれにせよ、そのやる主体が変わるということだけでして、手続としてはもう明確になっているのではないかなと思っています。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。田辺さん、どうぞ。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

1点確認したいのですが、仮に委任が行われた場合に、ある金融仲介業者がカテゴリー

A 案件の場合、公開すると。その際にJBIC自身が例えば EIAを公開するのかどうかという点が私の気になる点でして、そこを 1 点確認させてください。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 松田】

委任しますので、基本的には金融仲介者のほうでそれはやるということで、私どもがその部分、EIAを公開するということはないです。

【司会】

田辺さん、どうぞ。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

そうすると、世銀が行っているプロセスと若干異なるのではないかと。つまり世銀の場合は、サブプロジェクトがカテゴリ A の場合は、基本的に世銀自身も公開しているというように認識していますが、この違いがあるのではないかと思います、それはよろしいのでしょうかというか、基本的には世銀と同様に、サブプロジェクトのカテゴリ A の案件についてはJBIC自身も公開すべきだと思っています。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤井】

世界銀行 世銀というお話ですけれども、世界銀行の役目というのは、開発途上国の発展とかどうのこうのということですので、私も世界銀行のことをFIについて調べたわけではないので、ちょっと理解が間違っているかもしれませんが、基本的に我々のいう任せられないというか、環境社会配慮確認をできないという視点から、仲介金融機関を育てるという意味もあって、そこまで踏み込んでいるのかなという印象はあります。あと、世界銀行に対してというわけではございませんけれども、私の理解では IFCはやっていないと

思っているのですが、IFCについてももしご存じでしたら教えていただきたいのですけれども。

【司会】

田辺さん、お願いします。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

IFCに関してはそのとおりだと思います。

【司会】

JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

私も直ちに世銀の取り扱い、IFCが違うというのはあれなのですけれども。世銀の取り扱いというのが正しいあれが入っているというか、そこは疑問なしとしないのであれなのですけれども、カテゴリーFIというのは、まずアプリアリに対象プロジェクトがわからないということ。ネーチャーとしては比較的小規模のものがあるだろうというものであること。したがって、私どもがそれを全部ハンドリングするのではなくて、金融仲介者にやらせようということ。もちろん環境社会配慮においては、金融仲介者に私どもがやるような環境社会配慮をちゃんと委任できるかどうかという能力をみるということ。その上でオーケーであれば、そこに委任しているということです。もちろんそうでないようなケースにおいては、コンサルタントを雇うとかそういうものもありますけれども、基本はそういうことになっています。そこに私どもが委任する。今、実際問題、カテゴリーAの案件というのがないので、なかなか実例というのがあれなのですけれども、その考え方からいけば、そこに委任するわけで、そこが公開をする。では、JBICは何をしているのかといたら、カテゴリーA案件の場合に関して私どもがよく入れているのは、私どもが事前承認をするということはやっぴまして、変な話、ノーズロにやっぴましているということではないということです。ですから、公開の主体がだれになるのかというは、ある意味、本質ではないのかなと。だれかがちゃんと公開するということに、そういうメカニズムになっているということが大事なのかなと思います。



【司会】

ありがとうございました。田辺さん、どうぞ。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

基本的に、例えば日本の市民が金融仲介者に働きかけて、JBICと同様に公開をしてくれるという話であれば、特に問題ないと思うのですが、やはりアクセシビリティという点で、例えばある事務所でしか公開しないので、北海道に住んでいる人は取りに来てください、沖縄に住んでいる人は取りに来てくださいという話になると、東京にいる我々はいいいのですが、非常に厳しい状況になるのかなということを考えると、例えばJBICさんのほうでウェブサイトで上げていただくということによって、かなりアクセシビリティの向上というのが図れるのかなと思っています。

以上です。

【司会】

ありがとうございます。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

ア priori にアクセシビリティとか情報公開のメカニズムとか仕組みということになっていませんけれども、私どもと同じようなことをやっていただくということで、何を情報公開するかどうかは別にして、情報公開の仕組みとかそこら辺については、サーバーの大きさとかそういったところも含めて、まさしく邦銀さんは進んでおられると私は思っています、当然邦銀だけではなくて、ほかの金融仲介業というのはあるのですが、情報公開というのも当然、私の中では念頭に置いているので、そういったところもちゃんとできる人をお願いするということだと思っています。何分そういうことしておきながら実例がないので、なかなかあれなのですけれども、考え方からすればそういうことになります。

【司会】

ありがとうございました。ほかにこの点につきましてご意見、コメントなどありますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。 それでは、この場で議論を行うという整理になりました2つにつきまして一応議論終了ということでございますので、それ以外

の部分について皆様からのご意見、コメント等をいただくということでございますけれども、やり方としてはどのような形にしますか。ご提案がございますか。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

やり方の話と時間の関係というのがございまして、ワン・バイ・ワンでやるほうが丁寧かなと思っているのですが、時間の関係があるので、皆様方が何時ぐらいまでオーケーかといったところとの兼ね合いがありまして。

【司会】

田辺さん、どうぞ。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

我々、ちょっと相談したのですが、特に時間もそんなにないということで、必ずしもワン・バイ・ワンでなくてもよろしいのかなと。コメントがある方に最初に番号を聞いていて、頭からそのコメントに関してやってもらえればいいのかと。

【司会】

ということは……どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

もちろんそのやり方に反対ではないのですが、コメントがあるのはあらかじめわかりますでしょうか。ある程度、数を頭の中に入れておいた上でということもあるかなと、思っています。

【司会】

清水さん、どうぞ。

【FoE Japan 清水さん】

少なくとも FoE Japanからは論点 1 と 13のみです。福田さん……。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

論点27、異議申し立て期間について一言だけ申し上げたいと思います。

【司会】

鈴木先生、どうぞ。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

論点5について1点だけ、簡単なコメントをしたいと思います。

【司会】

ほかに産業界の方、それ以外の方でももちろん結構でございます。もし今までカバーしていない部分でコメント等ございましたら、今、ちょっと変なあれですけども、登録みたいな形になっていますが（笑声）、教えていただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。では、JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

それでは、今出たものの確認も含めてですけども、1番ですね。これは1から13まで、大きな意味でということだと思いますけれども、1番。それから、5番、13番、27番でよろしいのですね。では、1番からということで、こちらからの説明とかは省略いたします。

【司会】

それでは、1番は清水さん、お願いします。

【FoE Japan 清水さん】

歳入の透明性に関しては、第何回だったか、最初のほうで議論させていただいて、その後、ペーパーを出させていただいて、この改訂の方向性が出たという流れになっています

けれども、結論からいえば、このタイミングで発言するので当たり前なのですが、今回このタイミングでガイドラインに盛り込むと。歳入の透明性の概念にしても何にしても、その関連のことについて、このタイミングでガイドラインに盛り込まないということについては納得しております。ただ、このペーパーに書いてある改訂の方向性のいろいろな理由について納得できていない部分とできている部分があるのですけれども、それを一々いっていくと時間もありませんが、大きく2つ、私が納得した点と、今回入れることについて難しいなと思った部分がありました。

1点目は、実は改訂の方向性に書いていない部分なのですけれども、日本政府として単独でまだEITIについて採択していないという点。それから、2点目は、ECAの中でもOPIC、それからECGDとかについては、政策の中では歳入の透明性なりEITIについてなり触れているものの、プラクティスとしてどのように積み上がってきているかということに関して、私も事実関係等を調べてはいたのですけれども、どうもそこがよくわからない部分があったということです。

ただ、一方、ECA、特に私、JBICについては、出資等も行っておりますし、よりレバレッジもあるでしょうし、その事業に対する関与も大きいという観点等々から、歳入の透明性に関して取り組む必要性というものは感じています。したがって、以上の状況から考えて、このタイミングでは仕方ないというか、納得はしたのですけれども、いずれ時期が来たときに、また改めて何かの場所で話させていただくことがあるかもしれませんので、宣言みたいになってしまいました（笑声）ということです。

以上です。

**【司会】**

ありがとうございました。それでは、今の点について JBIC/NEXIから何かレスポンスがもしございましたらお願いできればと思います。稲川さん、どうぞ。

**【日本貿易保険 稲川】**

JBICさんが話せと清水さんがいっているところ、私が答えてしまうのもあれなのですが（笑声）私どもも改訂の方向性として、こういう結論は出させていただいたのですが、今、清水さんがみずからご結論を出されたところまで含めて、一個人、一団体としては、ここの論点を一から積み上げられて、問題提起とか、こういうものがありますよと

いうところから始まって、よくここまでお調べになられて整理されたなということは、よいグッドプラクティスであったと思っています。実際、今回、五十幾つ論点があった中で、こういうところの詰めている、詰めていないというものにやはり軽重があったと。その中で、私たちも必然的に採択するもの、突き放すものというのがあった中で、これについては結論としては非採択だったのですけれども、こうした形での積み上げという形の提案は非常にオープンコンサルという形で、EITIのことを初めて知った、あるいはそういうものにはどうかかわるのだということは、私どものみならず、産業界さん、あるいはNGOの皆さんの中でも非常に深まった、あるいはこういうことをしてガイドラインの改訂というものを積み上げていくのだなど。中身として、または議論の仕方として、大変示唆の多いものであった。そういう意味での果実はありませんでしたけれども、立派な種なり枝になったのではないかと。私はこのパートを担当した者として、感謝の気持ちを一言申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。それでは、続きまして、次は5番でございますか。5番は鈴木さん、どうぞ。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

稲川さんのいう、余り詰められていないほうの論点かなと思っているのですが、改訂の方向性の のところで、「当該国の人権状況を客観的に把握する上での参考文書などにつき、FAQに明確化することの可能性等も含め検討します」となっています。参考文書などについては検討ポイントにどのようなものがありますかというのがあったので、そのときにもう文書も出しているし、そのこと自体は繰り返しません、一応この改訂の方向性の文書にもあるように、ECAとしてはやや時期尚早だということにはわからないでもないのですけれども、EBRDとかにおいて全般的な状況を把握した上でレビューに生かすということが行われていることもあり、考える素材として、参考文書などを明確化していただくということは必要だろうと。

参考文書を見つけるために、いずれにせよ、どうせ必然的に必要なのだと思うのですけれども、主要な人権条約について、どの条約を当該国が批准しているのかということは確認しないと、参考文書も発掘できないという問題もあります、一応そういうことは確認

していただきたいなど。イギリスのECGDなどはスクリーニングフォームに主要な人権条約が上げられていて、この条約を批准していますかと。あとILOの主要条約も上げられていて、それを批准していますかという質問があったりもしますので、そういうことも含めて検討していただければと思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ここの5番なのですけれども、今後検討していくということで、改訂そのものを行いませんので、こうしたものはこういう書きぶりにはなっておりますが、今後の検討課題というような受けとめでございます。その点で、鈴木様のほうのご提案に添えないようなニュアンスのことを申し上げるのですけれども、ここのところ、いろいろどんなものがあるのだろうというのを調べていく中で非常に難しい点を発見しました。2つ申し上げます。

1つは、人権状況の全般的な把握を行うということは、客観的な情報をもちたいと。つまり、現状において、いわゆる国際基準として、こうした人権の一般図書が示されていないという中で、鈴木様からいただいた中に、例えばアムネスティですとか、国連人権規約委員会といったものがあるのですけれども、アムネスティというのは団体ですし、国連人権規約委員会は国連の組織ですが、その報告については各国いろいろなご意見　ご意見というのは異なる意見を招くこともしばしばあると。我が国にもかかわることなのですが、ちょっと例示は差し控えますが、非常に異論を招くことが多い。こうしたものは国際機関のほうもアプリアリには使っておりませんし、私どもも、私どもがさらにプロジェクトでみた認識と、そこに書いてあることが違ったときに、参考図書どおりにやれといわれても、あくまでプロジェクトベースですので、その辺はちょっと採択しづらい。むしろ客観的な情報というところかというと、ウィキペディアとか、世界各国の主要要覧みたいなものがあるのですけれども、そんなものはJBIC/NEXIの中で参考図書として書くのもおこがましいのですが、比較的客観的な一般情報という点では、そういうものになってしまうのだと。実際、私どもが今までやってきたこともそういうことでございますので、恐らくご指摘いただいたような図書については、極端な限界例ですよね。私はビジネスの中で、少なくとも

も JBIC/NEXIの中では出てこないと思うのですが、非常に人権が特殊な国で、それこそ奴隷的な労働を使っているのではないかという案件をお客様が間違ってもってきてしまったようなときに、実態はどうのだろうかというようなことを調べるのだったら、アムネスティから何か当たるとは思いますが、余りそれは現実的な例ではありませんので、通常一般のところでアムネスティからひもとくというのもちょっとバランスの悪い話かなということで、こここのところは今後よく勉強させていただいて、必要な客観的な国際基準というものがあれば、そういうものを例示する。けれども、ニュアンスのこと。だから、ニーズがないというところにもっているという結論であることを最後に申し添えます。

【司会】

ありがとうございました。それでは、続きまして項目の13でございますか。波多江さん、どうぞ。

【 FoE Japan 波多江さん】

13番ですけれども、ステークホルダーからの意見への対応ということで、JBICさん、NEXIさんから、現行ガイドラインの運用改善のニーズということで認識されているというように結論を出されていらっしゃるわけですが、こここの3番のところで、「今後より一層、ガイドラインの着実なる履行を意識しつつ」ということでおっしゃられているわけなのです。ここにいらっしゃるJBICさん、NEXIさんの方々は、やはりここで私たちとともにいろいろ議論を尽くしていただいて、私たちの趣旨も非常に理解していただいていると思っておりますし、そうしたことを踏まえて、これからもガイドラインの運用に当たられるのだろうということは、私たちも何ら疑うところはないわけなのですが、片や、ここにいらっしゃらないJBICさん、NEXIさんの方々が実際に運用のときにこういった趣旨を踏まえていただけるのかということをお考えすると、これは2000年、2001年ぐらいから、やはり今のガイドラインをつくり上げていくときにも同じようなことがありまして、要するに、つくる時信用してくださいといわれて、はい、わかりましたということでつくり上げたガイドラインが今ここにあるわけですが、それが運用上の問題になって、何点かいろいろな局面が出てきて、論点18が出たり論点19が出たりということになっておりますので、私たちとしては論点13の点をやはりガイドラインに何かしら盛り込んでいただきたかったなと思っております。これはコメントですけれども、そうした意識もありまして、1

つ質問です。

実際、総括表のほうにもこちらのほうだけ運用改善のニーズと認識されていて、注がついているわけですけれども、運用改善を実際にされていくというようにおっしゃられている中で、どのように改善をされるということをお考えか。ご予定などがあれば、この注意書きの意味も含めてお伺いできればと思っております。

【司会】

ありがとうございました。藤平さん、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

厳しく、かつ温かいコメントをいただきまして、ありがとうございます。まずは肝に銘じて、これからもやっていきたいと思っております。

それで、まずその注の意味なのですけれども、これは実は昨日ご説明をしました。していると思えますけれども、いわば肝となるところは、ステークホルダーの方からお手紙等でいただいたご懸念等について、私どもはその手紙を単に受領し、ありがとうございましたということが基本となるようなリプライをしていたと。それは、私どももそういったところが事実としてあったというのは認識しておいて、きのうと同じことになりますけれども、それがやはりベストだと思うようなケースもあると思いますが、ベースをどちらに置くのかと。基本はそうではなくて、もう少し答えられるものは丁寧にお答えするのだというように対応をする。そういう意味での運用改善ですということでございます。

それから、時期というのは、運用の改善なので、それこそ、今もう決めている話ですから、あしたからとかいう話になるわけでございますし、さすがにきょうのあしたということにはならないのかもしれませんが、もう既に私ども、まだ改訂の方向性ということにはなるのですけれども、近々、職員に対しての説明の機会を設けようと思っております。そのときに、この点は必ず触れます。1回で済む問題ではないと思えますけれども、こういふことをまず手始めにやっっていこうと思っております。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。それでは、最後に論点27番。これはどなたでございますか。



福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

私の質問は簡単であります。前回 前回ではないですが、この論点について議論をさせていただいたときというのが私は印象深く、藤平さんがいらっしやらなかったときで、宵さんにお答えいただいた回だったと思いますが、このときに、現行の異議申し立て制度をつくったときに、いろいろ議論させていただいた場であったパブリックコンサルテーションフォーラムの最後のときに、議長総括ペーパーというものが当時の矢島議長の名前で出ています。この有効性 有効性というのは現在も有効であるということがわかっているのですが、これは10月以降も、新組織に移行した後も、この議長総括ペーパーに示された認識、特に融資決定前に異議申し立てがされた際にどういった対応をとるのか とするのかというか、総裁には一定の権限のもと、準用して対応をこの異議申し立て審査役に命じる権限があるという内容について、新JBIC、10月以降も有効であるのかどうかと。同じ認識を今後も持ち続けるのかということについて質問させていただき、検討していただくということでお答えいただきました。この回答というのは、実は紙ではいただいているのですが、コンサルテーション会合の場で質問した内容なので、改めて口頭でもご説明いただければと思います。

この点については以上です。

【司会】

ありがとうございました。藤平さん、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

私どもの改訂の方向性のペーパーの中に、これはクリアに書かせていただいていると思っています。答えは非常にシンプルで、10月以降も継続であります。リーガリーに詰めたとか、そこまでは行っていませんけれども、もうこれは私どもとしてやっていくということでもあります。福田さんのご趣旨が、総裁といっているのが、新しい組織の総裁ということと本当に同意かどうかというところはあれだと思いますけれども、新JBICのトップという意味とご理解いただければと思います。という意味で、そこは本当に注釈の話ですけれども、議長総括のペーパーは10月以降も当然有効でございます。

【司会】

ありがとうございました。ということで、皆様から議論、それからコメントなどをいただきまして、一応これで全部カバーできたのかなと思います。時間もまた例によって大分過ぎておりますので、きょうの議論という意味では、ここでおしまいになりたいと思ひまして、今後の進め方について予定等もございますので、JBIC/NEXIから説明をしていただければと思います。

【国際協力銀行 藤平】

きょうは本当に皆さんにご協力をいただいて、本当にこのやり方がいいのかなと思ひながら、きょうも試行錯誤でやってまいりました。時間と実質的な議論との兼ね合いというものの難しさを感じている次第であります。私もちょっと疲れているようで、最近どうも声が小さいとかいわれているのですけれども、次回のところですが、若干オプションみたいな格好になります。というのは、ここまでも非常に大事なプロセスであったわけで、何とか成功裏に終わることができたと思っているわけですが、次にいよいよドラフトということになります。これはこれで相当タフな作業なのだろうと私どもは思っております。したがって、いつご提示できるか、あるいは議論できるかというところに関しまして、済みません、ちょっとオプションという格好にさせていただきたいと思ひています。8月28日か9月3日、このいずれかということで、間に合えば28日、そうでない場合は3日という格好で、私どもの意向としては、これも事前にウェブアップできればと思ひているところなので、作業的にいうとそんな楽ではないなというところがございます。よほどのことがない限り、今の2オプションでやらせていただいて、次回は8月28日か9月3日ということにさせていただければと思います。

【司会】

ありがとうございます。時間、場所はもうわかっていますか。ここですか。いつもどおりということですね。どちらの場合でも場所はここで、時間は1時半からということになります。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

時間と場所については了解したのですが、1つご提案があるのですが、論点によっては

非常に議論がし尽くされて、即ガイドラインのドラフトということもあると思っているのです。言い方が非常に難しいのですが、より共感と納得というテーマを突き詰めるためにも、論点によっては検討しますというところがかかなり多かったところもあるような気がしております。これはすぐにご回答いただかなくてもいいのですが、ガイドラインのドラフトが示される前に、論点によっては改訂の方向性のご検討されたポイントの結果と、その結果に関する議論を軽くやってからドラフトの議論というオプションもありかなと思っていますところなのですが、ご検討くださいということでございます。

以上です。

【司会】

宮淵さん、どうぞ。

【宮淵さん】

満田さんの今のお話、心はよくわかるのですけれども、実際に作業するJBICさんとかNEXTIさんのことを考えると、私も同じような作業をしたことがありますが、大変だと思うのです。ですから、これは、やはりドラフトが出てきた段階で必要なところを議論するという形にしたほうがいいのではないのでしょうか。そういうドラフトが出てくると、議論もかなり具体的になりますので、途中段階でやるよりも、1発でやったほうがいいのではないかと思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございます。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

今、お2人からご意見が出まして、プロス・アンド・コンだと私は思っているわけですが、詰まっていないところで1つの案を出してしまって、結局後戻りして、そもそもはということになるリスクもありますので、すべてのものではないという意味だと思うのですが、産業界さんからも意見があって、三者というのもおかしいのですけれども、三者とか先生とか四者ぐらいで見解が違っているようなもので、1つの案で行くとまた同じ

繰り返しになりますから、場合によっては、審議も尽くせていなくて意見書を出したいというようなことであれば、そういうオプションも当然あると思うのです。ただ、物にもよりますので、全部といわれたら、私たちは私たちの案を出してしまいますので、具体的に今、産業界さん、あるいは NGOさんのほうでそういうプロセス、つまり、いきなり私どものほうの改訂案だけを出すと、また時間がかかってしまうだろうと。私たちの趣旨に賛成かどうかということではなくて、1つのもので議事が2時間、3時間かかってしまうような懸念のあるものがあるものでしたら、そうするという意味ではないのですけれども、一応論点の何番なのかおっしゃっていただけますか。教えていただけますか。

【司会】

満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

私の提案は、別にNEXIさん、JBICさんに過剰な負担をかけようという意図ではなくて、手戻りを防ぐためという、主にそういったことです。論点としては、私は、詰まっている部分、詰まっていない部分、いろいろあると思うのですが、情報公開のところは若干検討するところも多かったかなと感じているところであります。私が思いつくのはそれぐらいなのですが。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

今いただいたことも踏まえて、当初申し上げたとおり、28日or 9月3日ということにしたいと思います。一応ドラフトを用意するという方向で作業したいと思っています。そうでないようなことがあれば、そうでない格好にしたいと思いますけれども、今のところはドラフトを用意するという格好で作業したいと思っています。

私からは以上です。ありがとうございました。

**【司会】**

ありがとうございました。ということで、それでは、8月28日、あるいは9月3日、どちらの場合であっても13時半、ここの場所で次回の会合をさせていただきたいと思います。

本日は長い時間ご参加いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、本日、第12回目のコンサルテーション会合を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。